

1 (2) 労働力の動向

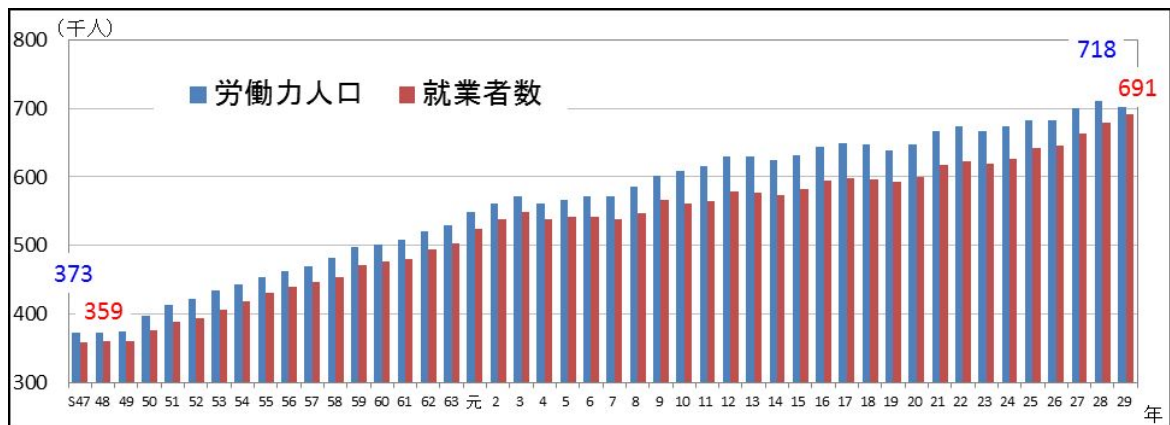
2 【現状】

3 (労働力人口・就業者数)

4 本県の労働力人口は、海洋博覧会が開催された昭和50年の対前年比5.9%増やバブル崩壊後の平成4年の対前年比1.7%減など、県内外の経済状況の影響を受けつつも、総人口の増加に伴い増加基調で推移し、昭和51年に40万人、昭和60年に50万人、平成9年に60万人、平成27年に70万人を超え、平成29年は71万8千人と復帰時(37万3千人)の1.92倍に増加している。なお、全国の同時期における労働力人口の増加率は1.29倍となっている。

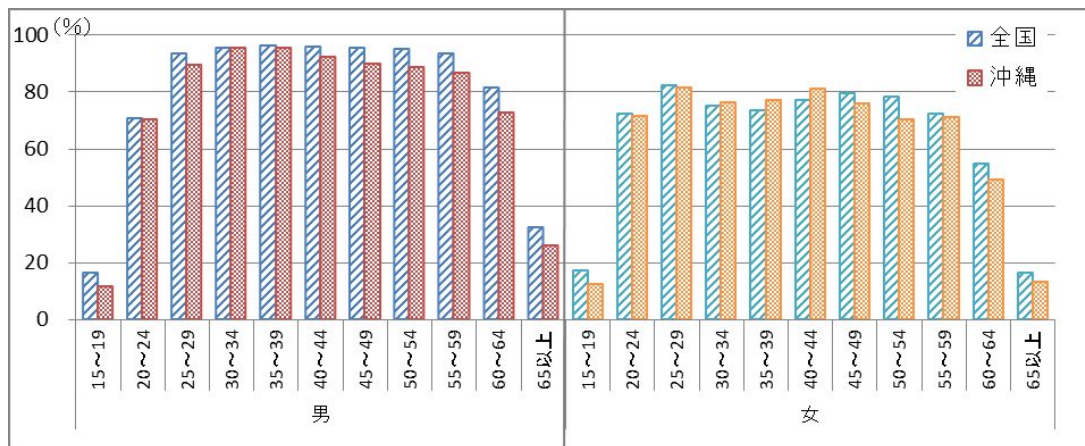
10 就業者数は、復帰直前の軍関係従業員の大量解雇により一時的な減少はあったが、復帰後の経済成長に伴いおおむね増加基調で推移している。バブル崩壊後の平成4年以降は増加率が鈍化したものの、平成20年には60万人を超え、平成29年は69万1千人と復帰時の1.92倍となった。なお、沖縄県の労働力人口は増加傾向にあるものの、労働参加率（労働者人口／生産年齢人口）は35-44歳の女性を除くすべての性別、年齢階層で全国平均と比べて低位にとどまっており、今後、生産年齢人口が減少する中で就業者数を増やしていくためには、労働参加率を高めていくことも重要である。【図表2-3-22】 【図表2-3-23】

19 【図表2-3-22】 労働力人口と就業者数の推移



30 出典：沖縄県企画部「労働力調査」

31 【図表2-3-23】 性別、年齢階層別の労働参加率（H29年）



42 出典：総務省「労働力調査」、沖縄県企画部「労働力調査」

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

(産業別就業構造)

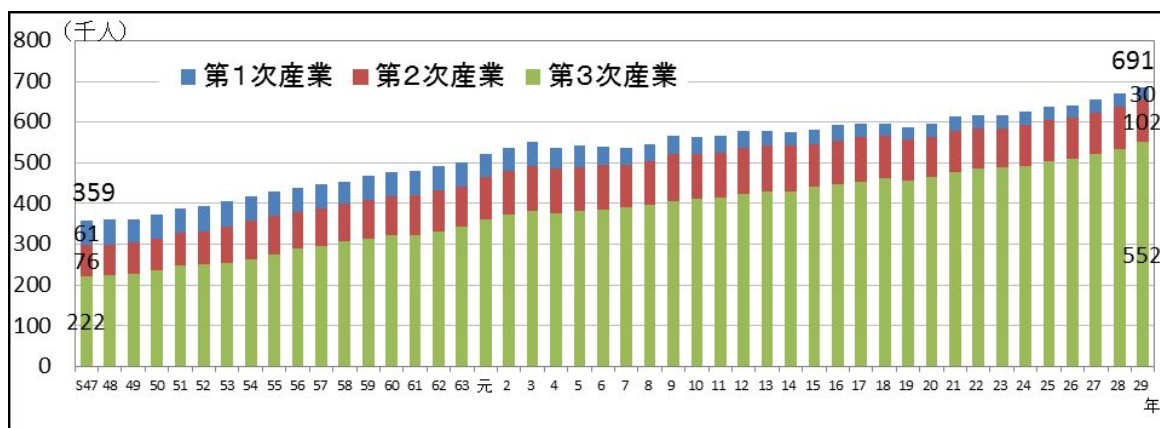
産業別就業者数の推移をみると、第1次産業は昭和47年の6万1千人から平成29年は3万人と半減している。産業全体に占める構成比も復帰時の17.0%から平成29年は4.3%と大幅に低下している。【表2-3-25】

第2次産業のうち、製造業は昭和47年の3万4千人から伸び悩み、3万人前半で推移しており、近年の新規企業の進出等により僅かながら増加しているものの、平成29年は3万5千人と復帰時と同水準にとどまっている。建設業は、本土との格差是正を目指して集中的な社会資本整備が行われたこと等により、昭和47年の4万1千人から平成9年には7万9千人まで増加したが、その後の公共事業費の削減等の影響を受け減少し、平成29年は6万7千人となった。第2次産業全体でみると、平成3年まで微増傾向にあったが、その後は10万人前後を横ばいで推移しており、平成29年は10万2千人と昭和47年の7万6千人から2万6千人増加した。一方、産業構成比では、復帰時の21.1%から平成29年は14.8%にまで低下している。

第3次産業は、観光リゾート産業の伸長により、卸売・小売業や宿泊業、飲食サービス業が大幅に伸びているほか、少子高齢化の影響から医療、福祉、教育、学習支援業も増加傾向にあり、産業全体でみると昭和47年22万2千人から平成29年の55万2千人と33万人増加し、構成比は昭和47年の61.8%から平成29年の79.9%まで上昇するなど、本県における雇用の受皿となっている。

【図表2-3-24】 【図表2-3-26】

【図表2-3-24】 産業別就業者数の推移（第1次～第3次）



出典：沖縄県企画部「労働力調査」、総務省「労働力調査」

【表2-3-25】産業別就業者数の推移

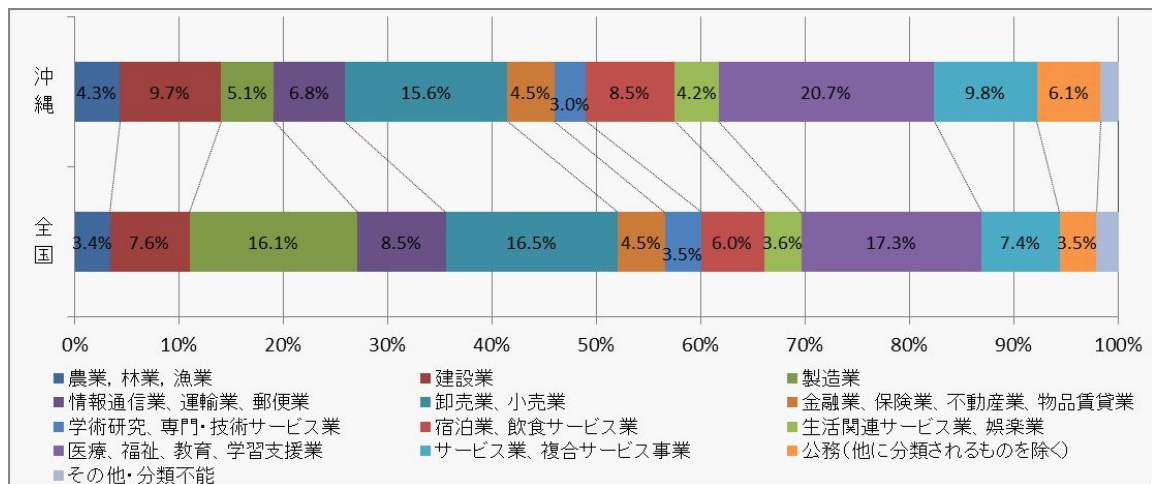
(単位) 沖縄:千人 全国:万人

年	総人口	15歳以上人口	労働力人口	就業者数	産業別										完全失業者数					
					第一次産業	第二次産業	建設	製造	第三次産業	情報通信 運輸郵便	卸売 小売	金融 保険 不動産 物品賃貸	学術研究 専門・技術 サービス	宿泊 飲食サービス		生活関連 サービス 娯楽業	医療、福祉 教育、学習 支援	サービス 複合サービス	公務 (他に分類 されるものを 除く)	
H20	1,377	1,126	648	600	33	100	68	32	464	45	99	24	18	52	26	105	—	35	48	
21	1,385	1,132	667	617	37	99	67	32	478	49	99	24	18	54	30	108	—	33	50	
22	1,393	1,140	673	622	35	96	65	31	487	45	102	24	19	54	27	113	—	35	51	
23	1,403	1,148	666	619	32	96	65	31	489	45	104	25	18	51	27	113	—	36	47	
24	1,412	1,158	674	627	32	100	70	30	493	47	103	26	17	51	28	118	68	33	46	
25	1,419	1,165	682	642	32	102	72	30	503	44	104	26	20	53	26	129	63	35	39	
26	1,426	1,172	682	645	29	101	70	30	510	42	106	26	19	53	26	131	64	39	37	
27	1,434	1,178	700	664	30	103	72	31	521	44	106	27	20	56	26	138	65	36	36	
28	1,440	1,186	710	679	32	104	70	34	535	46	104	29	20	58	27	144	66	38	31	
29	1,444	1,195	718	691	30	102	67	35	552	47	108	31	21	59	29	143	68	42	27	
	就業者に占める各産業の割合(%)				100.0	4.3	14.8	9.7	5.1	79.9	6.8	15.6	4.5	3.0	8.5	4.2	20.7	9.8	6.1	
全国(H29)	12,671	11,108	6,720	6,530	221	1,553	498	1,052	4,649	553	1,075	293	230	391	234	1,129	486	229	190	
	就業者に占める各産業の割合(%)				100.0	3.4	23.8	7.6	16.1	71.2	8.5	16.5	4.5	3.5	6.0	3.6	17.3	7.4	3.5	

※産業は主なもの

出典：沖縄県企画部「労働力調査」、総務省「労働力調査」

【図表2-3-26】産業別就業者（大分類）の構成比



出典：沖縄県企画部「労働力調査」

(完全失業率)

沖縄県における完全失業率は昭和40年代始めでは1%未満と低かったが、昭和44年以降、本土復帰決定を契機とする米軍基地再編統合に伴って基地従業員の大量解雇が発生し、これにより沖縄で初めて失業が社会問題化した。復帰後も大量解雇の流れは収まらず、海洋博覧会開催後の景気の落ち込み等とも重なり、昭和52年には6.8%と全国の2.0%を大きく上回る水準となった。その後、日本経済の好景気の影響から平成2年に3.9%まで低下したが、バブル崩壊後は全国的な経済状況の悪化とともに再び上昇傾向に転じ、平成13年には8.4%と年平均では最も高い値を記録した。平成15年から平成23年までの間は7%台で推移していたが、平成24年以降、観光客の大幅な増加に伴いホテルや商業施設など民間設備投資が活発化し、長期にわたる県内景気の拡大が続いたことにより、雇用情勢は大幅に改善し、平成29年は3.8%、平成30年は3.4%と平成2年以來27年ぶりの3%台を記録した。これは全国

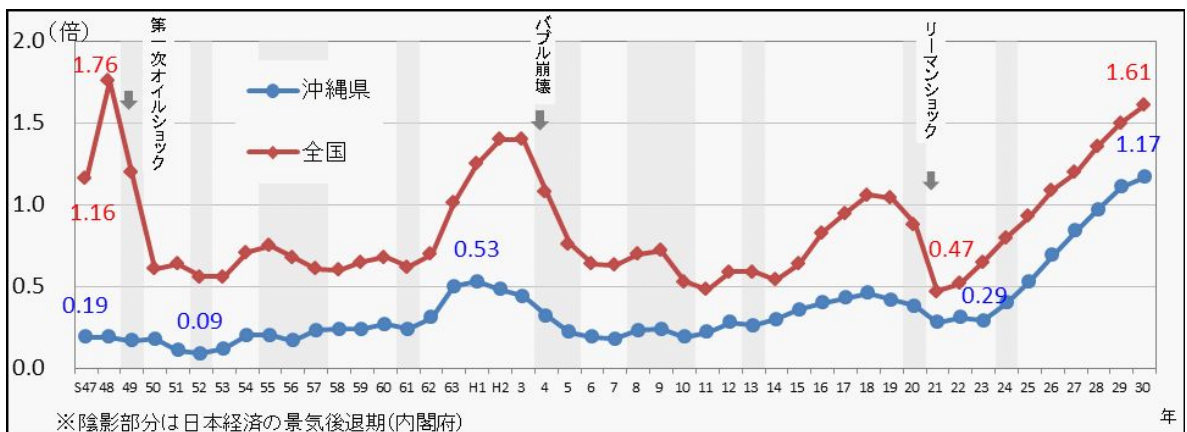
(2.4%) と比べると依然として高い水準にあるものの、昭和52年に4.8ポイントあった全国との格差は1.0ポイントにまで縮小した。また、有効求人倍率も平成23年から改善傾向にあり、平成29年は年平均1.11と復帰後初めて年平均で1倍台を記録した。【図表2-3-27】 【図表2-3-28】

【図表2-3-27】 失業者数と完全失業率の推移



出典：総務省「労働力調査」、沖縄県企画部「労働力調査」

【図表2-3-28】 有効求人倍率の推移（全国比較）

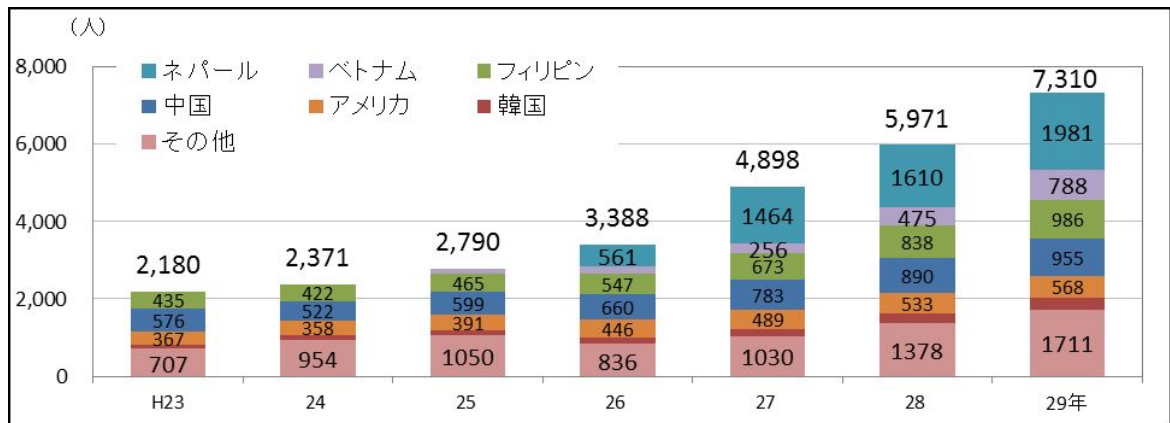


出典：厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」

(外国人労働者)

近年の雇用情勢の改善により失業者が大幅に減少したことに伴い、求職者数は減少に転じたが、観光関連産業や建設業、医療福祉分野といった雇用吸収力の高い業種では求人数が増加傾向にあるため、様々な業種で人手不足が深刻化している。一方で、日本人の人手不足を補うように外国人労働者は増加しており、平成29年10月末現在の外国人労働者は7,310人と平成20年の1,439人から5倍の伸びを見せており、今後も増加するものと見込まれる。こうした中、平成30年度には、県内の農業分野において外国人労働者の受入れを促進する制度が国家戦略特区に認定され、人材不足が深刻化する県内農業に新たな活路が開かれた。【図表2-3-29】

【図表2-3-29】外国人労働者数の推移（総数、国籍別）



出典：沖縄労働局「外国人雇用状況の届出状況」

【課題】

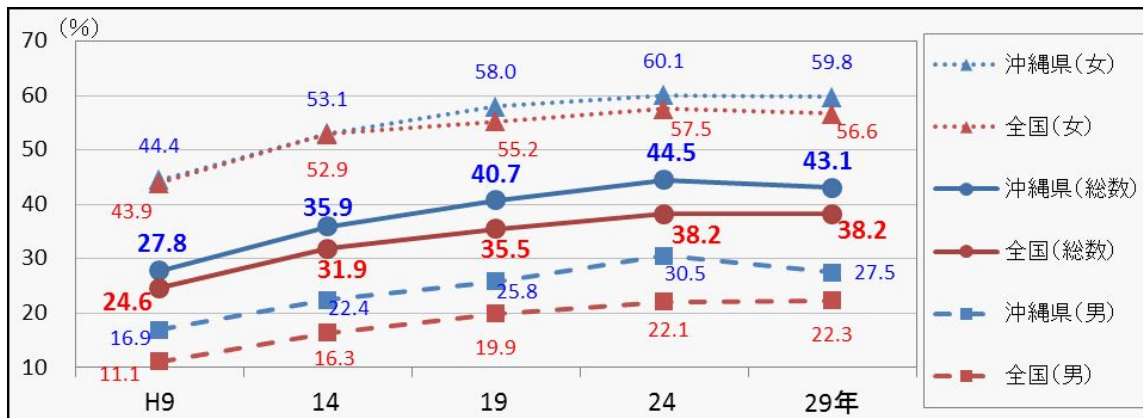
県内景気は、平成24年から6年連続で拡大し、雇用情勢も完全失業率、有効求人倍率ともに好調さを維持しており、求人側（企業側）の労働需要不足という量的な課題は着実に解消に向かっている。しかし、依然として本県の完全失業率が全国より高い水準にあるのは、雇用のミスマッチ等の構造的失業によるものが大きい。ミスマッチが生じる要因は様々だが、全国一低い賃金水準、求人に占める非正規雇用の割合の高さ、厳しい労働環境などを背景に、企業側と求職者側の双方が希望する職種や雇用形態にミスマッチが生じていると考えられる。

復帰以降、沖縄県では高い失業率を改善するため、雇用機会の創出・確保が最重要の政策課題であったが、近年の好景気により雇用環境は大きく変化し、完全失業率や有効求人倍率が改善する一方で、正規・非正規問題、深刻な人手不足、労働生産性の向上といった雇用の質的な面で解決すべき課題が顕在化している。加えて、平成24年に生産年齢人口が減少に転じた本県においても将来、労働力人口の減少が見込まれることから、女性や高齢者の労働参加や外国人労働者の受入れ等についても重要な政策課題と位置付け、産学官が連携し、有効な対応策を検討する必要がある。

ア 全国一高い非正規雇用率

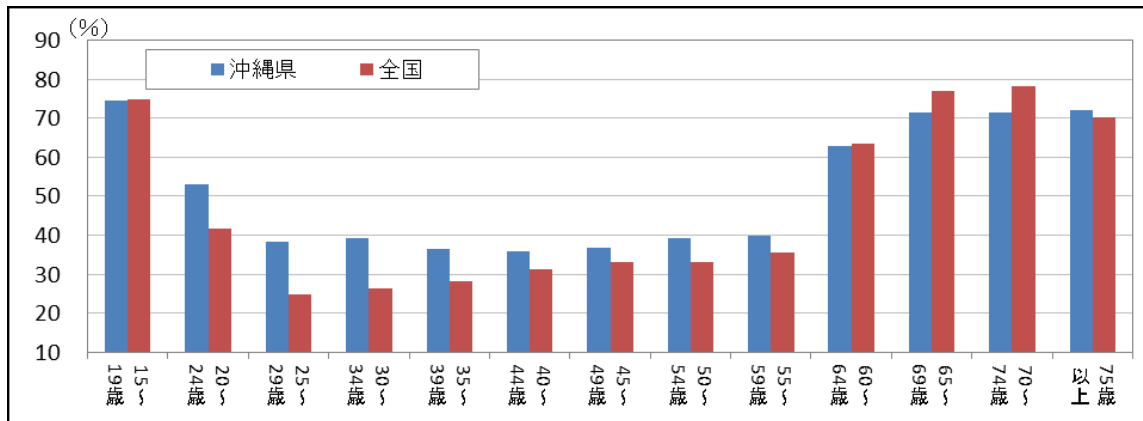
非正規雇用の割合は、平成9年は27.8%（男16.9%、女性：44.4%）であったが、平成29年は43.1%（男性：27.5%、女性59.8%）と過去最高を記録した。全国（全体38.2%、男性：22.3%、女性：56.6%）と比べても沖縄県は最も非正規雇用率が高く、男女別では男性が、年齢別では15～34歳の若年者（44.4%）で特に非正規雇用が多くなっている。産業別では、農業・林業、宿泊業・飲食サービス業、卸・小売業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉などの業種で顕著となっている。第3次産業の就業割合が高い沖縄にとっては、雇用の不安定化や低所得層の増加による経済的格差をもたらす要因の一つになりかねないことから、正規雇用の拡大に向けた対策が必要である。【図表2-3-30】 【図表2-3-31】 【図表2-3-32】

【図表2-3-30】非正規雇用率の推移



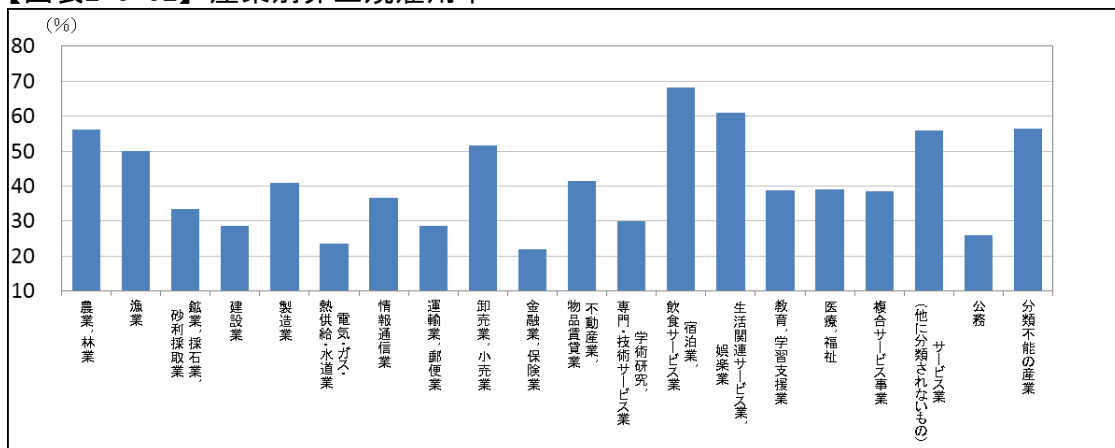
出典：総務省「就業構造基本調査」

【図表2-3-31】年齢階級別非正規雇用率



出典：総務省「平成29年 就業構造基本調査」

【図表2-3-32】産業別非正規雇用率



出典：総務省「平成29年 就業構造基本調査」

非正規雇用を労働者側からみると、自分の都合に合わせて仕事や勤務時間等の調整ができるというメリットがある一方で、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が少ないなどのデメリットがある。逆に企業の立場からみると、非正規雇用を利

用することで、需要や収益に合わせて雇用調整が容易で人件費などの経費を抑制できるなどのメリットがある。しかし、労働者の定着率が低くなり、知識や技能を社内に蓄積することができず、企業の収益性・生産性が低下するなどのデメリットがあり、経済成長や産業振興を図る観点からも解決すべき課題の一つとなっている。

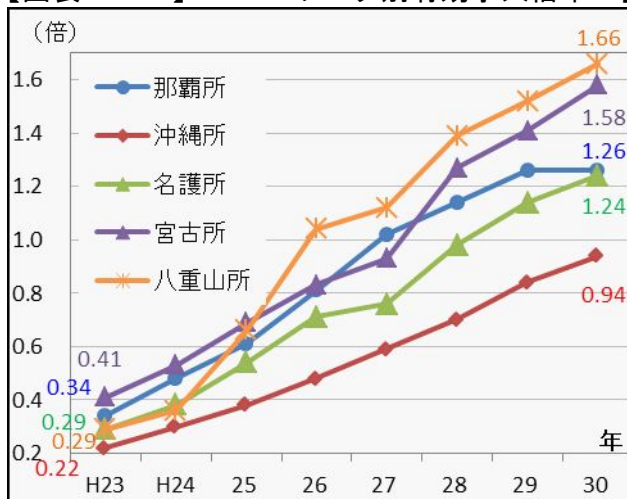
イ 深刻な人手不足

県内企業の求人数は増加基調にあり、有効求人倍率も年平均で1倍を超えている一方で、雇用のミスマッチといった構造的失業は依然解消されていないため、県内企業の欠員率は高水準で推移している。

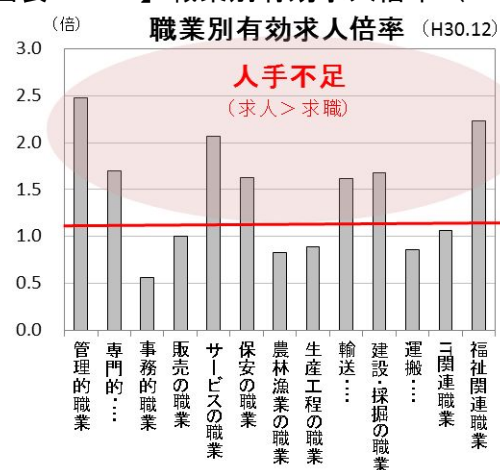
人手不足が顕著な業種としては、宿泊業・飲食サービス業、建設業、小売業、医療、介護・保育サービスなど非製造業を中心に多くの業種に波及している。地域別では沖縄本島以上に宮古、八重山圏域など離島地域において深刻で、観光関連産業の求人が急増し、限られた島内の人材だけでは増大する労働需要に対応できない状況となっている。【図表2-3-33】

また、職業別では、管理的職業のほか、専門的・技術的職業、サービス、福祉関連職業を中心に求人が求職を上回るミスマッチの状態にあり、人手不足が顕著となっている。【図表2-3-34】

【図表2-3-33】 ハローワーク別有効求人倍率 【図表2-3-34】 職業別有効求人倍率 (H30.12)



出典：沖縄労働局「労働市場の動き」

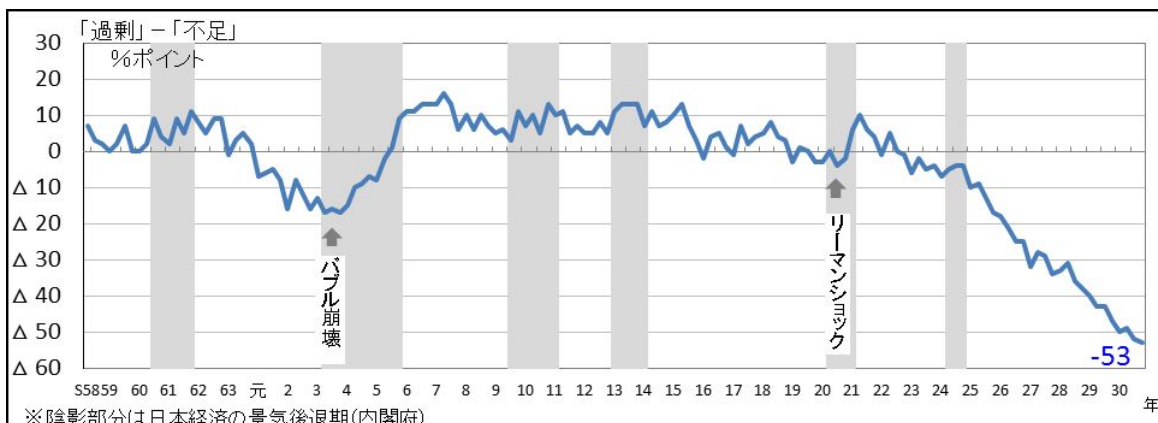


出典：沖縄労働局「労働市場の動き」

人手不足による具体的な影響として、「需要増への対応が困難」、「従業員の仕事時間の長時間化」、「製品・サービスの品質低下」、「新規出店計画や事業計画の見直し」などが懸念されており、現在好調な沖縄の経済成長にとっては重大なリスク要因となり得る。

総人口が増加している東京など一部を除き、全国的に労働力人口の減少が進んでおり、それに伴う人手不足が地域経済にとって深刻な問題となっているが、本県でも生産年齢人口は既に減少に転じており、総人口も2030年頃をピークに緩やかに減少していくことが予想されるため、今後は本土で起こっている人口構造的な要因による人手不足問題も遅れて発生することが懸念されており、抜本的な人手不足対策は喫緊の課題となっている。

【図表2-3-35】雇用判断D. I.（日銀短観）

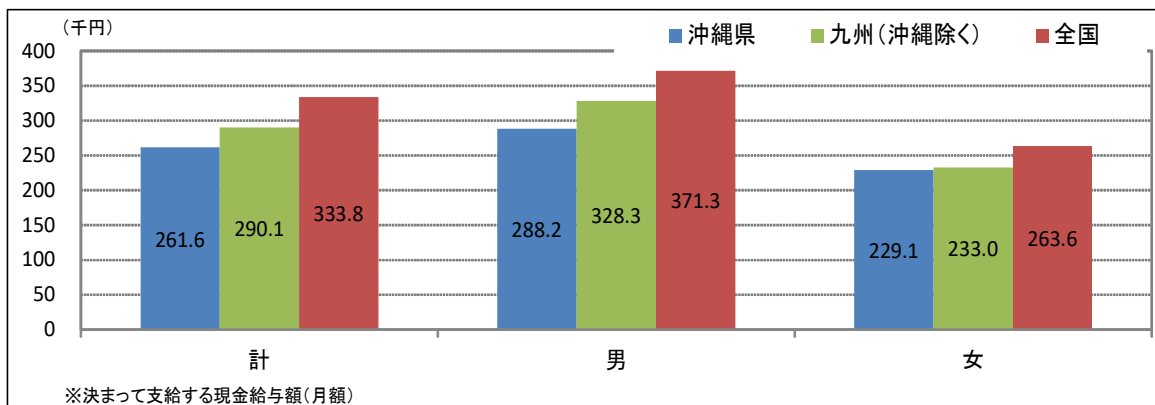


出典：日本銀行那覇支店「短期経済観測調査結果」

ウ 厳しい労働環境と低い労働生産性

県内労働者の現金給与総額（年額、平成29年）は262万円と全国平均334万円（同）の約8割の水準にとどまっているほか、一般労働者の総労働時間、年次休暇取得率、平均勤続年数、就職後3年以内の離職率、社会保険未加入率などはいずれも全国と比べて悪く、厳しい労働環境が雇用のミスマッチや労働生産性の低下をもたらす要因になっていると考えられる。【図表2-3-36】

【図表2-3-36】現金給与総額の比較（平成29年）



出典：厚生労働省「平成29年 賃金構造基本統計調査」

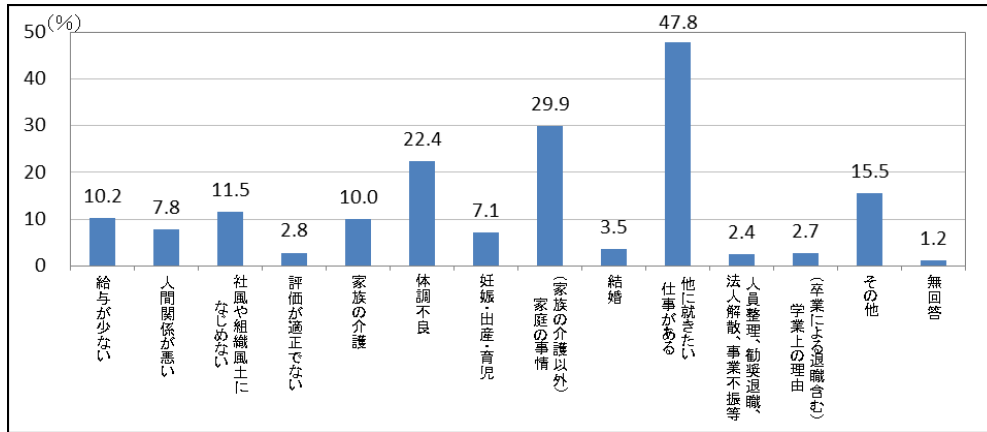
また、最近の人手不足に対応するため、多くの業種で既存従業員の労働時間が長くなる傾向が見られ、業務多忙による労働環境の悪化に伴い、さらに離職者が増加するという問題も発生している。沖縄県の調査によると事業所が把握している離職の理由（複数選択）として、体調不良、出産、育児、介護を理由とするものが39.5%、給与、人間関係、組織風土など職場環境によるものが32.3%を占めている。

【図表2-3-37】

このため、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革等の推進により、安心して働き続ける環境を整備することが重要な課題となっている。こうした職場環境づくり

1 は従業員の定着率の改善や、労働意欲の向上につながるだけでなく、企業の生産性
 2 を高めるインセンティブにも寄与することから、経済界・産業界をあげて有効な対
 3 策を講じていくことが求められる。

4
 5 **【図表2-3-37】 離職の理由**



16 出典：沖縄県商工労働部「平成29年度 労働環境実態調査」

17
 18 **エ 女性・高齢者等の労働参加と外国人労働者の受入れ（多様な働き手の参画）**

19 沖縄県の労働力人口は増加傾向にあるものの、労働参加率（労働者人口／生産年
 20 齢人口）は35-44歳の女性を除くすべての性別、年齢階層で全国平均と比べて低位
 21 にとどまっている。少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少に転じており、企業
 22 の人手不足が全国的な問題となる中、必要な労働力を確保するには、雇用のミスマ
 23 ッチによる構造的失業の解消に加えて、労働参加率が全国と比べて低い高齢者、全
 24 国は上回っているが男性と比べて相対的に低い女性の労働参加を促していくことが
 25 必要不可欠である。また、15歳から34歳までの若年無業者のうち、働く意欲のない
 26 非就業希望者の割合が高いことも若年者の労働参加率が低い要因の一つとなってお
 27 り、引き続き対策を講じていく必要がある。

28 外国人労働者の活用については、総人口が減少する我が国経済における重要な課
 29 題となっており、本県でも外国人観光客の増加や有効求人倍率の増加等に伴って、
 30 建設業、製造業、卸・小売業、宿泊・飲食サービス業など多くの業種で外国人労働
 31 者が増加傾向にある。しかし、人口減少に伴う労働力不足を単純に外国人の受入れ
 32 で補うことは、県民の就労機会の確保や企業の生産性向上を促進する観点から適切
 33 とは言いがたく、まずは、日本人労働者の処遇や労働環境の改善を図り、女性、若
 34 年者、高齢者等の人材の確保及び定着率の向上、並びに設備投資やイノベーション
 35 等を通じた生産性向上に最大限取り組んでもなお労働力が不足する業種について
 36 は、外国人労働者の活用を検討する必要がある。

37
 38 **【対応の方向性】**

39 これまでの沖縄振興施策により、観光リゾート産業を始め経済情勢は大きく改善
 40 し、県内総生産や県民総所得は着実に増加しており、それに伴い、有効求人倍率や
 41 完全失業率も改善がみられ、雇用情勢は全体として改善傾向にある。しかしなが
 42 ら、低い賃金水準、高い非正規雇用率、厳しい労働環境など雇用の「質」の面での

1 課題は依然解消されていない。

2 本県でも今後、労働力人口の減少が見込まれる中、持続的な経済成長の実現と所得の再分配によって、県民一人ひとりが豊かさを実感できる社会をつくることが肝要である。そのためには、産業インフラの充実強化、成長分野の企業集積、既存企業の競争力強化を図るとともに、雇用のミスマッチ解消等による労働供給力の向上、イノベーション力の強化や人材育成を通じて労働生産性を高めていけるよう、産業振興と一体となった雇用対策を展開することが必要不可欠である。その際、働く人の視点に立ち、長時間労働を前提とした雇用慣行を根本から見直し、時間外労働時間の抑制や休暇の取得を推進することにより、家庭での責任や地域への貢献が果たせるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進等にも留意することが重要である。加えて、生産性が高く多様な働き方が選べる社会の実現を目指し、非正規労働者等に対する処遇改善、正規雇用の拡大、柔軟な雇用形態の導入、能力開発等により質の高い人材の確保・育成・定着化を図っていく必要がある。

14 また、多様な労働参加の促進に向けて、女性が子育てをしながら働ける環境づくりや、高齢者が意欲を持って働ける環境整備を推進するとともに、若年無業者の社会参加や障害者の雇用機会の確保に取り組むなど、誰もが生きがいを感じて生涯現役で活躍できる社会の実現に向けた取組を強化していくことも重要である。

18 外国人労働者については、専門的・技術的分野における就職支援や企業等の受入体制、生活環境の整備に努めるほか、農林水産業、観光リゾート産業、製造業、情報通信関連産業、建設業などニーズの高い分野において、特区制度の活用等により、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていくための環境整備に取り組むことが必要である。

23

1 (3) 主要な経済指標の動向

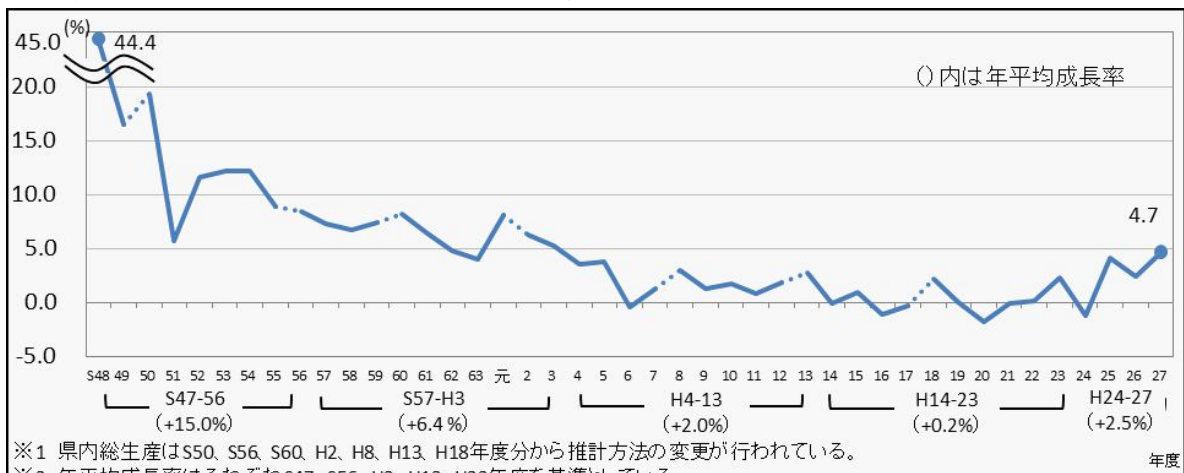
2 【現状】

3 (経済成長率の推移)

4 昭和47年度に4,592億円であった本県の県内総生産（名目）は、昭和52年度に1兆
5 円、昭和60年に2兆円、平成3年に3兆円を超え、平成27年度は4兆1,416億円とな
6 り、復帰時と比べ9倍に増えた。この間の経済成長率（年平均）は名目5.2%で全国
7 の4.1%を1.1ポイント上回り、実質では4.5%と全国の2.0%を2.5ポイント上回っ
8 た。

9 これを計画期間ごとにみると、第1次沖縄振興開発計画期間(S47～S56)の成長率が
10 年平均15.0%、第2次沖縄振興開発計画期間(S57～H3)が6.4%と順調に伸びていた
11 が、第3次沖縄振興開発計画期間(H4～H13)は、平成3年以降のバブル経済崩壊によ
12 る全国的な経済不況の影響を受けて2.0%と伸び率が鈍化した。沖縄振興計画期間(H
13 14～H23)は、長引く不況や国の構造改革による公共事業の大幅減、リーマンショック
14 による世界経済の落ち込み等の影響を受けて0.2%と大きく低下した。沖縄21世紀
15 ビジョン基本計画がスタートした平成24年度以降は、政府によるアベノミクスの取組
16 の下、全国的にも長期にわたる景気の回復基調が続いているほか、本県では入域観光
17 客数の大幅な増加を背景に大型の公共工事や民間部門の建築工事が増加し、景気は全
18 国を上回る水準で推移したことから、計画期間中（H24～H27）の経済成長率は年平均
19 2.5%の伸びとなった。【図表2-3-38】

21 【図表2-3-38】 県内総生産（名目）の成長率の推移



33 単位：百万円、十億円、%

	S47	S57	H4	H14	H24	H27	年平均増加率				
							(S47-S56)	(S57-H3)	(H4-H13)	(H14-H23)	(H24-H27)
県内総生産(百万円)											
名目	459,199	1,734,018	3,122,672	3,667,891	3,708,811	4,141,564	15.0	6.4	2.0	0.2	2.5
実質	605,688	2,033,276	3,176,242	3,519,705	3,723,329	4,030,839					
(参考)国内総生産(十億円)											
名目	96,486	276,163	483,256	514,675	494,674	532,191	4.1	2.1	0.5	0.2	1.9
実質	218,215	334,163	475,106	465,682	499,634	517,195					

34 注1. 県内総生産は昭和49年度と昭和50年度、昭和55年度と昭和56年度、昭和59年度と昭和60年度、平成元年度と平成2年度、
35 平成7年度と平成8年度、平成12年度と平成13年度、平成17年度と平成18年度の間で不連続であるため、比較には注意を要する。

36 注2. 国内総生産は昭和54年度と昭和55年度、平成5年度と平成6年度の間で不連続であるため、比較には注意を要する。

37 注3. 県内総生産の実質値は昭和47、57、平成4、14年度は固定基準年方式、平成27年は連鎖価格方式による値。
38 国内総生産の実質値は昭和47、57、平成4年度は固定基準年方式、平成14、24、27年度は連鎖価格方式による値。

39 出典：沖縄県企画部「県民経済計算」、内閣府「国民経済計算」

1 (支出項目別の推移)

2 県内総生産（支出側）の項目別の推移をみると、民間最終消費支出は、景気変動の
3 影響による増減はあるものの、総人口や入域観光客数の増加を背景に増加基調で推移
4 し、昭和47年度の3,067億円から平成27年度は2兆5,357億円と8.3倍になった。な
5 お、県内総生産に占める割合は昭和47年度の66.8%から平成27年度の61.2%とおおむ
6 ね同水準となっている。

7 政府最終消費支出は、本土との格差是正を図るため3次にわたる沖縄振興開発計画
8 のもと集中的な社会資本整備が行われたため、復帰後は増加基調で推移した。平成14
9 年度以降は、国の構造改革により公共事業が大幅に減額した一方で、高齢化を背景に
10 社会保障関係費の割合が増加傾向にあり、政府最終消費支出全体では1兆円台前半で
11 推移し、平成27年度は1兆2,510億円と昭和47年度の16.8倍となった。この結果、県
12 内総生産に占める割合は16.2%から30.2%に増加した。

13 総固定資本形成は、昭和47年度の1,965億円から平成27年度は1兆1,837億円と6倍
14 に増加したが、県内総生産に占める割合は42.8%のから28.6%に低下した。内訳をみ
15 ると公的部門の伸びが10.2倍と民間部門の4.8倍を大きく上回っている。この理由と
16 しては、第1次沖縄振興開発計画期間中の大規模な社会資本整備による公的部門の年
17 平均増加率が24.4%と民間部門の9.3%と比べて高かったためと考えられるが、第2
18 次沖縄振興開発計画が始まった昭和57年度から平成27年度までの年平均増加率は、民
19 間部門が2.3%となり、公的部門の1.1%を上回っている。【表2-3-39】

21 【表2-3-39】 県内総生産（支出側・名目）の推移

22 単位：百万円、%、倍

	S47	S57	H4	H14	H24	H27	年平均増加率					倍率 (H27/S47)
							(S47-S56)	(S57-H3)	(H4-H13)	(H14-H23)	(H24-H27)	
県内総生産	459,199	1,734,018	3,122,672	3,667,891	3,708,811	4,141,564	15.0	6.4	2.0	0.2	2.5	9.0
民間最終消費支出	306,712 (66.8)	1,119,143 (64.5)	1,509,324 (48.3)	2,200,894 (60.0)	2,342,885 (63.2)	2,535,712 (61.2)	14.7	3.6	3.8	0.6	2.5	8.3
政府最終消費支出	74,532 (16.2)	334,924 (19.3)	768,312 (24.6)	1,092,155 (29.8)	1,198,848 (32.3)	1,251,005 (30.2)	18.0	8.4	3.9	0.9	1.5	16.8
総固定資本形成	196,498 (42.8)	667,853 (38.5)	1,116,115 (35.7)	1,008,439 (27.5)	976,335 (26.3)	1,183,695 (28.6)	4.3	1.8	0.6	1.0	6.0	6.0
民間総固定資本形成	153,305 (33.4)	369,397 (21.3)	691,243 (22.1)	575,434 (15.7)	611,738 (16.5)	743,255 (17.9)	9.3	6.9	▲ 1.7	0.4	6.3	4.8
公的資本形成	43,193 (9.4)	298,456 (17.2)	424,872 (13.6)	433,005 (11.8)	364,597 (9.8)	440,440 (10.6)	24.4	1.4	2.9	▲ 2.7	5.4	10.2

30 注1. 項目は主なものである

31 注2. 県民経済計算は昭和49年度と昭和50年度、昭和55年度と昭和56年度、昭和59年度と昭和60年度、平成元年度と平成2年度、平成7年度と平成8年度、平成12年度と平成13年度、平成17年度と平成18年度の間に不連続であるため、比較には注意を要する。

32 出典：沖縄県企画部「県民経済計算」

34 (産業構造)

35 ア 復帰前の産業構造

36 戦後復興期、米国は、米軍基地建設を優先し、基地の建設・維持過程に建設業
37 者、労働者、商業・サービス業など沖縄県内の生産要素を総動員するとともに、基
38 地建設資材や消費財などあらゆる物資を輸入により調達することで、基地建設と経
39 済復興を同時に推進する政策を推進した。すなわち、大規模な基地建設や軍人等の
40 消費活動を通じて県内に外貨（ドル）を獲得させ、為替レートは輸入に有利となる
41 よう1ドル=120B円と極端なドル安B円高に設定することで、日本本土や外国から
42 の輸入を促し、経済復興を図っていかうとするものであった。当時の日本経済が

1 製造業を積極的に育成し、1ドル=360円の為替レートのもと輸出拡大を通じて高
 2 度経済成長を実現したが、それとは真逆の経済政策が展開されたことで、沖縄県は
 3 基地依存型輸入経済と言われる脆弱な産業構造を余儀なくされた。その結果、復帰
 4 時の産業構造は、第1次産業が7.3%、第2次産業が27.9%（うち建設業16.4%、
 5 製造業10.9%）、第3次産業が67.3%となり、農林水産業や製造業など移輸出によ
 6 り外貨を獲得する生産部門がほとんど育っておらず、サービス業など域内産業に
 7 偏った産業構造であった。また、産業全般にわたって技術力、設備、経営力等の蓄
 8 積が浅く、合理化、近代化も全国と比べ著しく立ち遅れていた。【表2-3-40】

10 【表2-3-40】 県内総生産（生産側・名目）の推移

11 単位:百万円、%、倍

	S47	S57	H4	H14	H24	H27	年平均増加率				倍率 (H27/S47)	
							(S47-S56)	(S57-H3)	(H4-H13)	(H14-H23)		(H24-H27)
県内総生産	459,199	1,734,018	3,122,672	3,667,891	3,708,811	4,141,564	15.0	6.4	2.0	0.2	2.5	9.0
第1次産業	33,592 (7.3)	86,193 (5.0)	78,064 (2.5)	62,126 (1.7)	58,878 (1.6)	55,133 (1.3)	10.9	▲0.6	▲1.5	▲2.7	1.4	1.6
第2次産業	127,976 (27.9)	381,578 (22.0)	595,891 (19.1)	521,649 (14.2)	444,986 (12.0)	601,398 (14.5)	11.5	5.4	▲0.0	▲1.6	5.1	4.7
製造業	50,188 (10.9)	125,863 (7.3)	173,695 (5.6)	181,870 (5.0)	164,915 (4.4)	209,061 (5.0)	9.1	5.0	1.9	▲0.5	0.3	4.2
建設業	75,450 (16.4)	249,229 (14.4)	408,961 (13.1)	330,213 (9.0)	277,159 (7.5)	388,660 (9.4)	12.9	5.6	▲0.9	▲2.1	8.3	5.2
第3次産業	308,984 (67.3)	1,303,722 (75.2)	2,551,152 (81.7)	3,073,745 (83.8)	3,198,861 (86.3)	3,496,077 (84.4)	16.5	7.2	2.1	0.6	2.2	11.3

12 注: 県民経済計算は昭和49年度と昭和50年度、昭和55年度と昭和56年度、昭和59年度と昭和60年度、平成元年度と平成2年度、
 13 平成7年度と平成8年度、平成12年度と平成13年度、平成17年度と平成18年度の間で不連続であるため、比較には注意を要する。

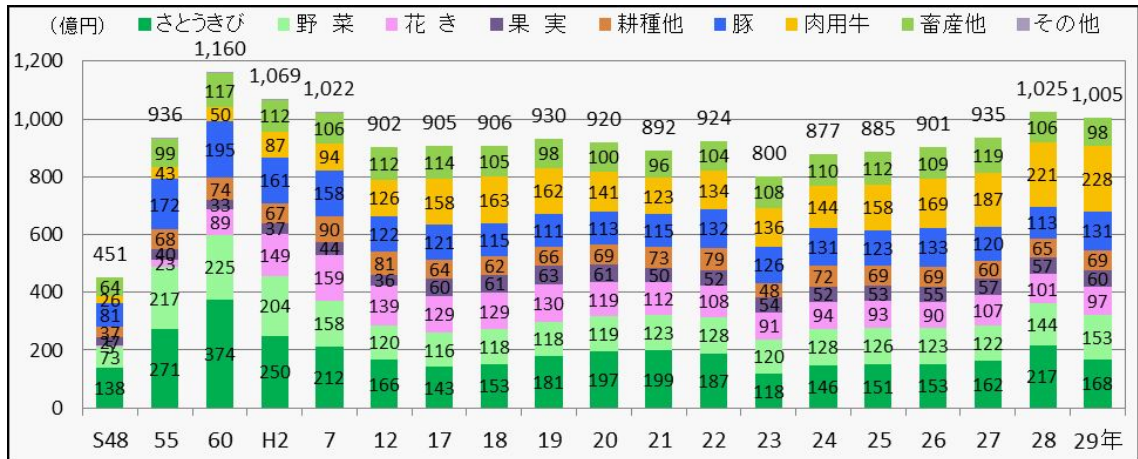
14 出典: 沖縄県企画部「県民経済計算」

15 イ 第1次産業の動向

16 第1次産業は、戦後復興期の昭和30年度は国民所得（現在の県内総生産に相当）
 17 に占める構成比で25.7%、就業人口で52.9%を占めていたが、基地建設や米軍等へ
 18 財・サービスを提供する業種に従事する方が所得が高かったこともあり、就業者の
 19 一部が第2次産業や第3次産業に流れたことで、復帰時には県内総生産の7.3%に
 20 まで低下した。本土復帰後もこの流れは変わらず、昭和57年度は5.0%、平成2年
 21 度は3.0%となり、平成12年度にはついに2%を下回り、平成27年度には1.3%（全
 22 国1.1%）と大きくウェイトを落とした。昭和47年度から平成27年度までの平均成
 23 長率は1.2%（全国0.2%）にとどまっている。また、就業者数は昭和47年度の6万
 24 1千人から平成29年度の3万人と半減し、構成比も17.0%から4.8%へと大幅に低
 25 下した（図2-3-3）。なお、第1次産業の経済に占める構成比の低下は全国的な傾
 26 向となっている。

27 農業産出額の推移をみると、復帰後、生産基盤整備や各種近代化施設の導入等に
 28 より、国内における甘味資源及び冬春期を主体とした農産物を中心とする供給産地
 29 として発展してきたこと等により、昭和48年の451億円から昭和60年は1,160億円と
 30 2.6倍に増加した。その後は国内外との産地間競争の激化、農業従事者の減少・高
 31 齢化等により、さとうきび、野菜等の生産が減少してきたことから、平成8年以降
 32 1,000億円を割り込み、平成23年には800億円にまで落ち込んだが、平成24年度以降
 33 は増加傾向にあり、平成28年は1,025億円と21年ぶりに1,000億円を上回った。平成
 34 29年度は1,005億円となり2年連続で1,000億円を上回った。【図表2-3-41】

【図表2-3-41】 農業産出額の推移



出典：農林水産省「生産農業所得統計」

ウ 第2次産業の動向

県内総生産に占める第2次産業の割合は、昭和47年度は27.9%（全国43.7%）であり、そのうち建設業が16.4%（全国5.5%）、製造業が10.9%（全国20.4%）と、全国と比較して建設業の割合が高く、製造業の割合が低くなっていた。

建設業については、朝鮮戦争の勃発により昭和25年から昭和28年にかけて大規模な基地建設工事が行われたことにより、昭和30年度は6.6億B円（4.7%）、昭和33年度は12億B円（7.1%）と増加基調で推移した。その後も戦後復興及び基地建設による建設需要の高まりを受けて堅調に推移しており、昭和47年度には755億円（16.4%）の産業規模となった。復帰後は、昭和50年の海洋博覧会を契機とした大型公共工事や本土との格差是正を図るため各方面にわたる社会資本整備が行われ、生産額は増加基調で推移したが、バブル崩壊後の平成5年度の4,292億円（13.2%）をピークに減少傾向に転じ平成19年度は2,695億円（7.2%）まで落ち込んだ。その後、全国的な景気回復を背景に公共事業や民間投資により建設需要は持ち直し、平成27年度は3,887億円（9.4%）となった。

製造業については、基地依存型輸入経済からの脱却を目指し、工業団地の整備や県外企業の誘致等に取り組んできたが、水・電力・用地等を含む立地条件、島しょ地域特有の輸送コストの高さ、市場規模の狭あいさなど様々な不利性を抱えていたことや、オイルショックや円高不況、グローバル化といった経済情勢の変化も加わり、製造業振興の努力は必ずしも実を結んでいるとは言いがたい状況にある。近年、アジアに近い沖縄の地理的優位性が注目され、物流関連産業や高付加価値型製造業の新規立地の動きがみられるが、平成27年の県内石油事業者による石油精製停止の影響もあり、製造業生産額は昭和47年度の501億円から平成27年度は2,090億円と4倍になったが、産業構成比は10.9%から5.0%と大きく低下し、全国(20.4%)の4分の1程度となっている。

第2次産業全体の生産額は、平成27年度に6,014億円と昭和47年度の1,280億円と比べ4.7倍となり、年平均成長率は3.7%（全国2.9%）となった。構成比では、昭和48年度に31.6%となって以降、減少基調で推移し平成19年度に11.4%にまで低下

1 したが、その後増加に転じ、平成27年度は14.5%となったものの全国の24.3%を大
 2 大きく下回っている。【表2-3-42】

4 【表2-3-42】 県内総生産（第2次産業・名目）の推移

5 単位：百万円、%、倍

	S47	S57	H4	H14	H24	H27	年平均増加率				倍率 (H27/S47)	
							(S47-S56)	(S57-H3)	(H4-H13)	(H14-H23)		(H24-H27)
県内総生産	459,199	1,734,018	3,122,672	3,667,891	3,708,811	4,141,564	15.0	6.4	2.0	0.2	2.5	9.0
第2次産業	127,976 (27.9)	381,578 (22.0)	595,891 (19.1)	521,649 (14.2)	444,986 (12.0)	601,398 (14.5)	11.5	5.4	▲ 0.0	▲ 1.6	5.1	4.7
鉱業	2,337 (0.5)	6,486 (0.4)	13,235 (0.4)	9,566 (0.3)	2,912 (0.1)	3,677 (0.1)	12.3	6.8	▲ 1.8	▲ 10.3	0.5	1.6
製造業	50,188 (10.9)	125,863 (7.3)	173,695 (5.6)	181,870 (5.0)	164,915 (4.4)	209,061 (5.0)	9.1	5.0	1.9	▲ 0.5	0.3	4.2
(石油・石炭製品)	-	-	26,092 (0.8)	16,606 (0.5)	19,651 (0.5)	7,760 (0.2)	-	-	1.6	4.0	▲ 38.1	-
建設業	75,450 (16.4)	249,229 (14.4)	408,961 (13.1)	330,213 (9.0)	277,159 (7.5)	388,660 (9.4)	12.9	5.6	▲ 0.9	▲ 2.1	8.3	5.2

12 注. 県民経済計算は昭和49年度と昭和50年度、昭和55年度と昭和56年度、昭和59年度と昭和60年度、平成元年度と平成2年度、
 13 平成7年度と平成8年度、平成12年度と平成13年度、平成17年度と平成18年度の間で不連続であるため、比較には注意を要する。

14 出典：沖縄県企画部「県民経済計算」

16 **エ 第3次産業の動向**

17 第3次産業は、復帰前の軍人・軍属による消費支出や県民の所得水準の向上に伴
 18 う個人消費の増加に支えられ卸・小売業や飲食・サービス業を中心に拡大し、昭和
 19 46年度で74.3%と沖縄の経済の中で最も高いウェートを占めていた。復帰後は、海
 20 洋博覧会を契機に観光関連産業が増加基調となり、官民あがての誘客プロモーショ
 21 ン等により、入城観光客数は昭和47年の44万人から増加基調で推移し、米国同時多
 22 発テロや新型インフルエンザ等の影響で一時的な落ち込みはあったが、平成24年度
 23 以降の海外航空路線の増便やクルーズ船の寄港数の増加を背景に外国人観光客数が
 24 急増し、平成30年には984万人となり、令和元年度には1000万人の達成が見込まれ
 25 るまでに成長した。こうした観光需要の大幅な伸長と総人口の増加が相まって、卸
 26 ・小売業、宿泊業、飲食業、娯楽業、サービス業等の事業者数、従業員数、生産額
 27 は飛躍的に増加した。さらに、情報通信関連産業や国際物流関連産業など新たな産
 28 業の台頭や、少子高齢化の進行に伴い医療・福祉・教育分野の占める割合も増加傾
 29 向で推移したため、第3次産業の生産額は昭和47年度の3,090億円から平成27年度
 30 には3兆4,961億円と11.3倍に拡大し、年平均成長率は5.8%（全国4.8%）と全国
 31 を上回る伸びをみせ、県内総生産全体に占める割合も84.4%（全国72.1%）と復帰
 32 時から17.1ポイント増加した。【表2-3-43】

【表2-3-43】 県内総生産（第3次産業・名目）の推移

単位: 百万円、%、倍

	S47	S57	H4	H14	H24	H27	年平均増加率					倍率
							(S47-S56)	(S57-H3)	(H4-H13)	(H14-H23)	(H24-H27)	
県内総生産	459,199	1,734,018	3,122,672	3,667,891	3,708,811	4,141,564	15.0	6.4	2.0	0.2	2.5	9.0
第3次産業	308,984 (67.3)	1,303,722 (75.2)	2,551,152 (81.7)	3,073,745 (83.8)	3,198,861 (86.3)	3,496,077 (84.4)	16.5	7.2	2.1	0.6	2.2	11.3
電気・ガス・水道業	7,838 (1.7)	51,535 (3.0)	96,038 (3.1)	115,528 (3.1)	122,470 (3.3)	161,100 (3.9)	21.9	7.3	1.7	1.4	6.1	20.6
卸売・小売業	65,146 (14.2)	268,670 (15.5)	430,445 (13.8)	408,623 (11.1)	381,826 (10.3)	394,504 (9.5)	15.9	5.3	0.2	▲1.2	1.4	6.1
金融・保険業	19,751 (4.3)	63,501 (3.7)	133,210 (4.3)	192,351 (5.2)	142,088 (3.8)	157,225 (3.8)	11.9	8.6	3.7	▲2.0	1.7	8.0
不動産業	44,898 (9.8)	176,383 (10.2)	327,449 (10.5)	379,677 (10.4)	443,124 (11.9)	447,293 (10.8)	15.9	6.2	2.0	1.6	0.3	10.0
運輸・通信業	48,646 (10.6)	160,808 (9.3)	281,273 (9.0)	349,526 (9.5)	415,789 (11.2)	488,976 (11.8)	13.3	6.5	1.9	2.0	4.2	10.1
サービス業、その他	122,705 (26.7)	582,825 (33.6)	1,282,737 (41.1)	1,628,040 (44.4)	1,693,564 (45.7)	1,846,979 (44.6)	18.2	8.3	2.6	0.7	2.1	15.1
(宿泊・飲食サービス業)	-	-	-	-	153,198 (4.1)	182,440 (4.4)	-	-	-	-	3.5	-
(保健衛生・社会事業)	-	-	-	-	397,805 (10.7)	426,741 (10.3)	-	-	-	-	2.9	-

注: 県民経済計算は昭和49年度と昭和50年度、昭和55年度と昭和56年度、昭和59年度と昭和60年度、平成元年度と平成2年度、平成7年度と平成8年度、平成12年度と平成13年度、平成17年度と平成18年度の間で不連続であるため、比較には注意を要する。

出典: 沖縄県企画部「県民経済計算」

(一人当たり県民所得)

一人当たり県民所得（名目）は、昭和47年度の44万円（全国74万円）から年々増加し、平成4年度には200万円（全国297万円）を超えたが、その後は長期にわたり横ばいで推移した。平成20年のリーマンショックの影響により200万円を下回る時期もあったが、平成24年以降の経済情勢の好転により再び増加傾向で推移しており、平成27年度は217万円（全国306万円）と昭和47年度からの43年間で約5倍に増加した。

一人当たり国民所得との格差は、昭和47年度に59.5%であった。復帰後の高い成長を受けて、昭和61年度には75.1%まで縮小したが、その後は70%前後で推移した。近年は、県内景気の拡大に伴い、一人当たり県民所得も増加しているが、国内景気も長期にわたり回復基調にあり、国民所得も伸びているため所得格差は縮まっておらず、平成27年度は70.8%となっている。【図表2-3-5】

【課題】

(経済成長)

沖縄県の経済は、入域観光客数の大幅な増加や国内景況の長期にわたる景気回復を背景として、個人消費、建設関連、民間企業設備投資などは回復し、平成24年10-12月期から6年連続で拡大を続けている。平成27年度の県内総生産は名目、実質ともに過去最高を記録しており、昭和47年度と比べて約9.0倍（年平均増加率5.2%）と全国の5.4倍（同4.1%）よりも高い経済成長となった。

また、雇用環境も、建設業や観光関連、医療・福祉分野を中心に求人数は増加し、平成29年の有効求人倍率は1.11倍、完全失業率は3.8%と改善傾向にある一方、雇用のミスマッチによる人手不足や非正規雇用の問題は中長期的に沖縄経済の成長を制約するリスク要因となりつつある。

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が進む中で、企業の手不足に対処しつつ、持続的な経済成長を実現していくためには、観光リゾート産業、情報通信産業、国際

1 物流関連産業といった比較優位性のある産業を育成し、域内産業との経済循環による
2 経済の活性化を図るとともに、企業による設備投資や人材育成、イノベーション力の
3 強化等により産業全体の付加価値や生産性を引き上げ、潜在成長率を高めていくこと
4 が重要である。

6 (産業構造)

7 戦後27年間に及ぶ米軍統治下における経済政策によって、沖縄県の経済は、基地依存
8 型輸入経済といういびつな産業構造を余儀なくされ、復帰後も様々な社会経済情勢の
9 変化の中、製造業の誘致・集積に有効な手立てが見つからず、製造業の振興は立ち遅
10 れることとなった。一方、総人口や観光客数の増加により、商業・サービス業や観光
11 関連産業は大きく伸長し、復帰時の産業構造は、第1次産業が7.3%、第2次産業が2
12 7.9%、第3次産業が67.3%であったのに対し、平成27年度は、第1次産業が1.3%、
13 第2次産業が14.5%、第3次産業が84.4%となり、全国と比べても第3次産業に大き
14 く依存する産業構造となった。

15 戦後70年余りが経過し、生産性の高い製造業の集積が進まない中で、県内産業は島
16 しよ経済特有の条件不利性に耐えながらも、時間をかけて沖縄の地理的、自然的、文
17 化的、歴史的な特性及び優位性を産業の強みとして取り込み、観光リゾート産業、情
18 報通信関連産業、国際物流関連産業など、沖縄の優位性を発揮できる産業として独自
19 の発展を遂げてきた。現在の産業構造は、戦後から現在に至る長きにわたって積み重
20 ねてきた経済政策と民間の経済活動の結果であり、我が国の経済発展とは異なる潮流
21 を歩んできた成果として、沖縄の社会経済に深く根づいたものとなっている。

22 しかしながら、第3次産業中心の産業構造が有する特徴として、景気変動の影響を
23 受けやすいこと、製造業と比べて労働生産性や賃金水準が低い傾向にあること、非正
24 規雇用率が高く雇用のミスマッチが生じていることなどの構造的な問題を内包してい
25 る。

26 さらに、域内マーケットに依存する沖縄経済においては、2030年以降に想定される
27 人口減少が県内の産業構造に大きな影響を及ぼすと予想されることから、その影響や
28 課題等についても分析し、経済成長や生活環境を維持していくための対策を検討する
29 必要がある。

30 観光客1,000万人を目前にし、基幹産業である観光リゾート産業が飛躍的成長を遂
31 げ、経済情勢が好調な今こそ、産業の高付加価値化や労働生産性の向上、雇用の質の
32 改善、地域経済が好循環する仕組みづくりなど、本県産業が抱える構造的な課題解決
33 に取り組むことが重要である。

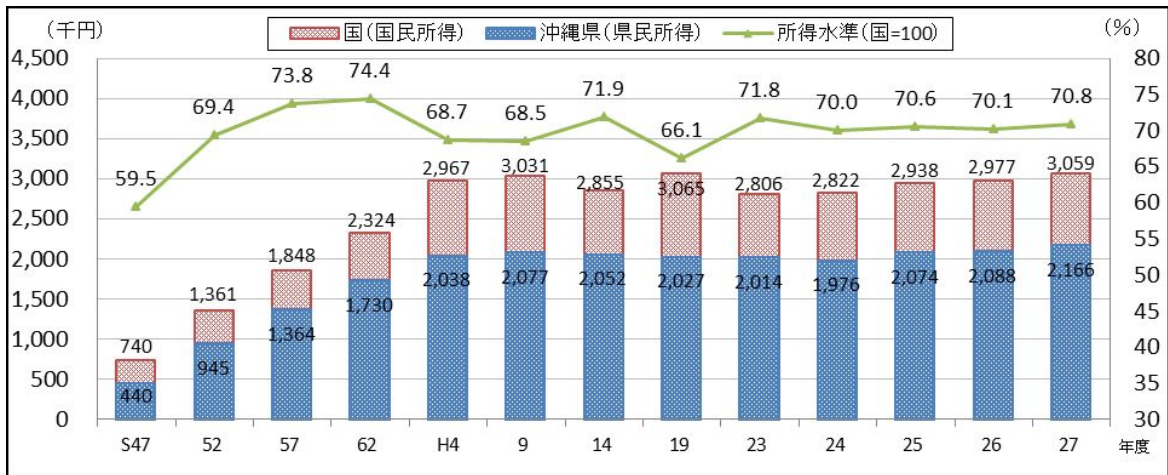
35 (一人当たり県民所得と労働生産性)

36 一人当たり県民所得は、昭和47年度の44万円から平成27年度の217万円と4.9倍と着
37 実に伸びている。しかし、全国と比較すると、増加率では国民所得（4.1倍）を上
38 回ったものの、金額ベースでは173万円の増と全国（232万円増）の約75%の伸びにと
39 どまっており、結果として所得格差は復帰時の30万円から平成27年度は89.3万円に拡
40 大した。

41 他の都道府県との比較では、県民総所得では平成27年度に4兆3,644億円となり全
42 国35位となったが、一人当たり県民所得は217万円と全国の約70%の水準にとどまっ

1 ており、復帰以降一貫して全国最下位の状況が続いている。【図表2-3-44】

2
3 【図表2-3-44】一人当たり県（国）民所得の推移



15 出典：内閣府「県民経済計算」

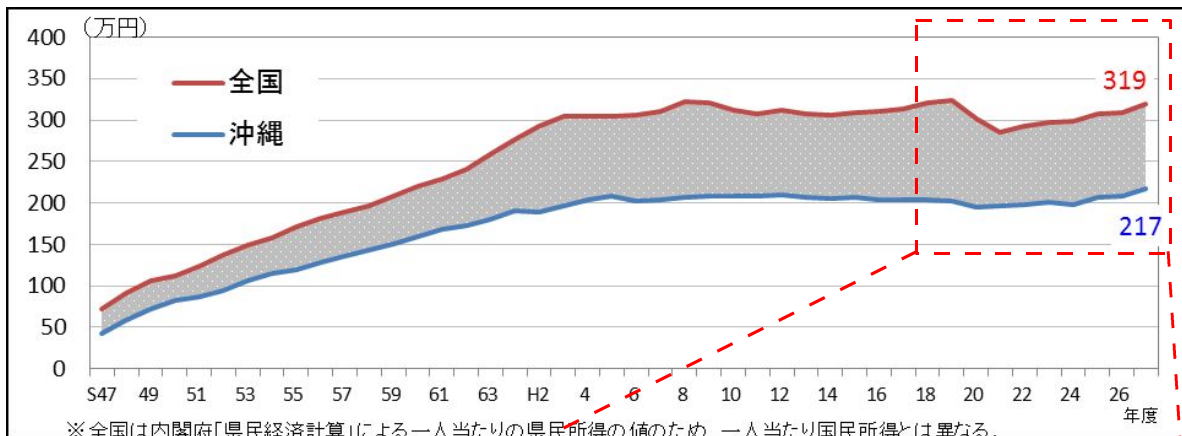
16
17 一人当たり県民所得は、県民所得を総人口で除して算出するのが一般的であるが、
18 これを次式により、「所得生産比率」、「労働生産性」、「修正就業率」を用いて表
19 すことができるため、これら3つの構成要素に着目し、各構成要素が全国との所得格
20 差にどのような影響を及ぼしているか検証を行った。

21
22

一人当たり県民所得	=	所得生産比率	×	労働生産性	×	修正就業率
↓		↓		↓		↓
$\frac{\text{県民所得}}{\text{県民総人口}}$		$\frac{\text{県民所得}}{\text{名目県内総生産}}$		$\frac{\text{名目県内総生産}}{\text{県内就業者数}}$		$\frac{\text{県内就業者数}}{\text{県内総人口}}$

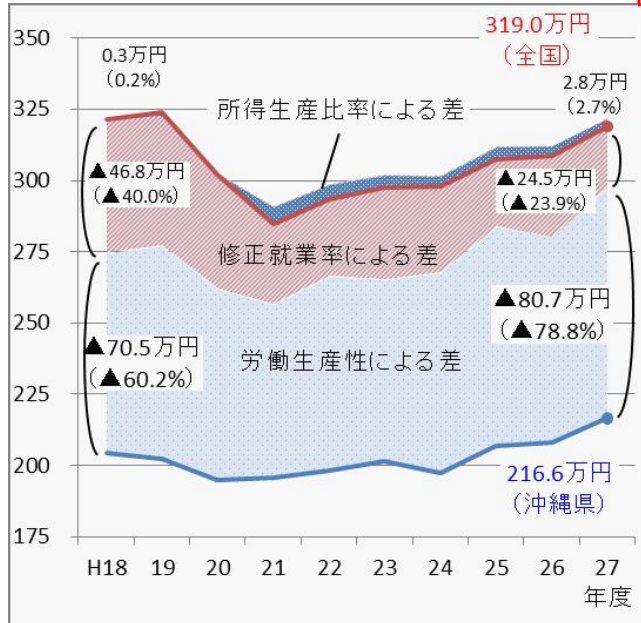
23
24
25
26
27
28

【図表2-3-45】一人当たり県民所得の要素分解



【図表2-3-45】から分るとおり、所得生産比率による格差は、総じて沖縄県が全国を上回って推移しており、平成27年度も沖縄県が2.8万円高くなっている。しかし、所得格差全体（102万円）に占める割合は2.7%であり、所得生産比率による格差への影響はほとんど見られない。

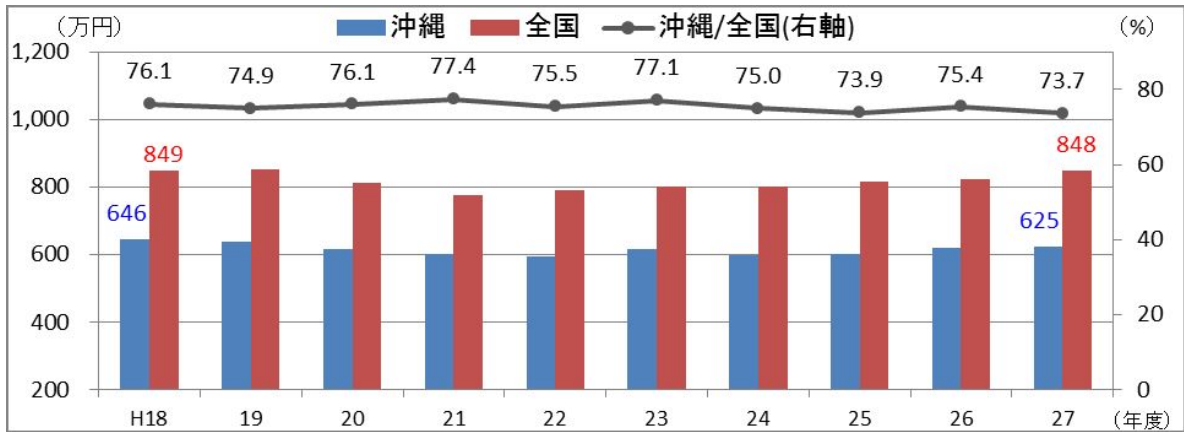
また、修正就業率による格差は、平成18年度の▲46.8万円（▲40.0%）から平成27年度は▲24.5万円（▲23.9%）と22.3万円改善している。その理由としては、完全失業率が3%台に改善し、総人口の伸びよりも就業者数の伸びが上回り、修正就業率の全国との差が縮小されたためと考えられる。



出典：内閣府「県民経済計算」

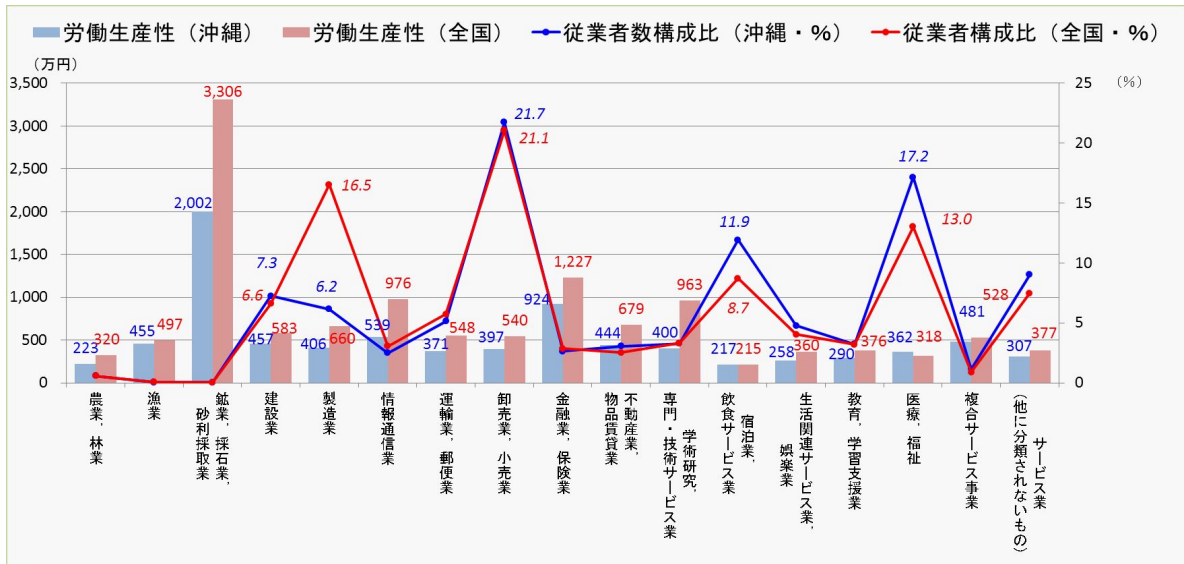
しかし、労働生産性による格差は、平成18年度の▲70.5万円（▲60.2%）から平成27年度は▲80.7万円（▲78.8%）と約10万円拡大している。その理由として、沖縄県の労働生産性が全国平均の75%前後の水準にとどまっていることや、「卸・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「医療・福祉」などの本県優位性があり雇用の受皿となっている業種の労働生産性が全国的にも総じて低く、これら産業の従業者数の比重が高まっていることが産業全体の労働生産性にも大きな影響を及ぼしていると考えられる。

【図表2-3-46】労働生産性の推移（県民経済計算）



出典：内閣府「県民経済計算」（平成27年度）をもとに算出

【図表2-3-47】産業別の労働生産性（経済センサス）



出典：総務省「平成28年 経済センサス」

以上のことから、一人当たり県民所得の全国格差を是正し、県民が経済成長を実感できる社会を築いていくためには、全ての産業における労働生産性を改善することが最重要課題であるとの認識のもと、産業界など関係機関と連携し、県民所得の増加に向けた効果的な対策を講じていくことが必要である。

(財政依存度)

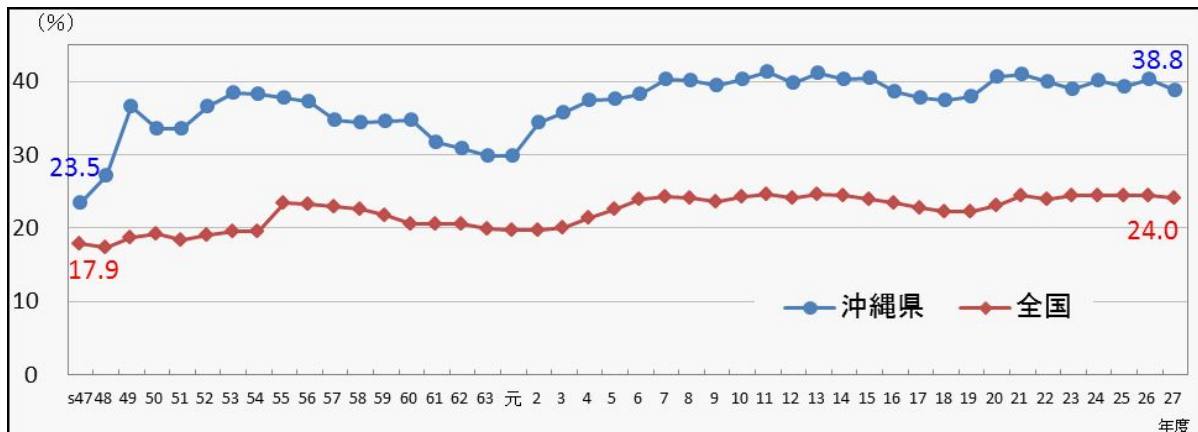
県民総所得に占める政府最終消費支出と公的総固定資本形成の割合である財政依存度は、昭和50年に開催された海洋博覧会の影響や本土との格差是正を目指して集中的な社会資本整備が行われたこと等により、昭和49年度に36.6%と大きく伸びて以降、全国平均よりも高い水準で推移した。昭和63年度に29.8%（全国19.9%）まで下がったが、バブル崩壊後の経済不況時は全国的に財政依存度が高まったため、平成11年度には41.3%（全国24.6%）まで上昇した。平成16年度以降は30%台後半で推移してお

り、平成27年度は38.8%（全国24.0%）となり全国でも5番目に高い状況である。

【図表2-3-48】

今後、高齢化に伴う社会保障関係費の増大や大規模な跡地利用開発など大型プロジェクトの実施等により、政府関係支出は高まることが想定されるが、引き続き自立型経済の構築を目指し生産誘発効果の高い施策を実施することで、民間消費や企業設備投資等を促進し、産業の活性化による経済規模の拡大を通じて財政依存度を相対的に低下させていくことが重要である。

【図表2-3-48】 財政依存度の推移



出典：沖縄県企画部「県民経済計算」、内閣府「国民経済計算」

(移輸出)

移輸出入については、一般に製造業の比率が高くサービス業の割合が低いほど移輸出入はプラスになる傾向にあり、沖縄県は第3次産業中心の産業構造のため、復帰前から移輸入超過の状態が続いている。移出入差は、昭和47年度の△1,419億円から平成27年度は△6,870億円とマイナス幅が拡大したが、県内総生産に占める割合は16.6%となり、昭和47年度の30.9%から14.3ポイント低下している。

移輸出の内訳をみると、復帰後、観光収入は大きく伸長し、昭和47年度の408億円から平成27年度は6,022億円と14.8倍となり、移輸出全体に占める割合も23.5%から59.3%に増加した。米軍等への財・サービスの提供は昭和47年度の414億円から平成27年度は801億円と2倍になったが、移輸出全体に占める割合は23.8%から7.9%と大幅に低下している。石油製品は復帰前はほとんどみられなかったが復帰を境に大きく伸長し、昭和55年度～56年度には2,000億円を超えた時期もあった。その後は1,000億円前後で推移していたが、平成27年に県内石油事業者が石油精製を停止したため、移出額は78億円台に激減した。

移輸入の内訳をみると、復帰後の総人口の増加や経済成長に伴う個人消費、公共投資、民間設備投資等の増加により、消費財や原材料等の需要増は移入超過の拡大という形で現れており、石油を除く商品の移輸入額は昭和57年度の7,579億円から平成27年度は1兆4,989億円と大幅に増加している。原油は石油製品の移輸出に比例する形で増減していたが、石油製品の輸出が止まったため、平成27年度は大きく減少した。

【表2-3-49】

今後も観光リゾート産業の発展に伴い、県外からの観光収入は増加すると見込まれ

1 だが、本県のように消費財・耐久財の生産が少ない地域においては、個人消費や企業
2 の経済活動に伴う需要の増減により商品の移入額が一定の影響を受けることは避けら
3 れない。また、世界規模での生産分業体制が進展する現代において、県内の需要を域
4 内生産で賄うことは比較優位性の観点からも現実的とはいえない。

5 しかしながら、県内で生産可能な製品や提供可能なサービスについては可能な限り
6 県内で調達できるよう県内企業の生産力・競争力を高め、獲得した外貨（所得）を地
7 域内で循環させることで県外への所得流出を抑制していくことが結果として県民所得
8 の増加にも寄与するものであるため、今後の経済、産業の振興に当たっては、地域内
9 での経済循環によって経済波及効果を高める観点から効果的な施策を展開していくこ
10 とが重要な課題である。

11
12 【表2-3-49】移輸出入（純）の推移

13 単位：百万円、%

14 区分	S47	S57	H4	H14	H24	H27
15 移輸出	174,075	577,194	820,659	904,812	1,005,737	1,015,798
16 石油製品	47,315	146,378	106,204	92,031	116,022	7,875
17 米軍等への財・サービスの提供	41,409	69,433	54,576	64,978	71,884	80,135
18 観光収入	40,851	199,657	280,257	348,287	399,674	602,214
19 その他・残差	44,500	161,726	379,622	399,516	418,157	325,574
20 FISIMの移出入（純）	—	—	—	△ 29,746	△ 27,283	△ 25,076
21 移輸入	315,967	990,973	1,100,540	1,637,899	1,568,913	1,677,687
22 商品	—	951,280	1,049,358	1,585,479	1,499,496	1,577,696
23 (原油)	—	193,352	129,641	128,463	225,725	88,496
24 (その他)	—	757,928	919,717	1,457,016	1,273,771	1,489,200
25 商品以外	—	39,693	51,182	52,420	69,417	99,991
26 移輸出入差	△ 141,892	△ 413,779	△ 279,881	△ 762,833	△ 590,459	△ 686,965
27 (県内総生産に占める割合)	(△ 30.9)	(△ 23.9)	(△ 9.0)	(△ 20.8)	(△ 15.9)	(△ 16.6)

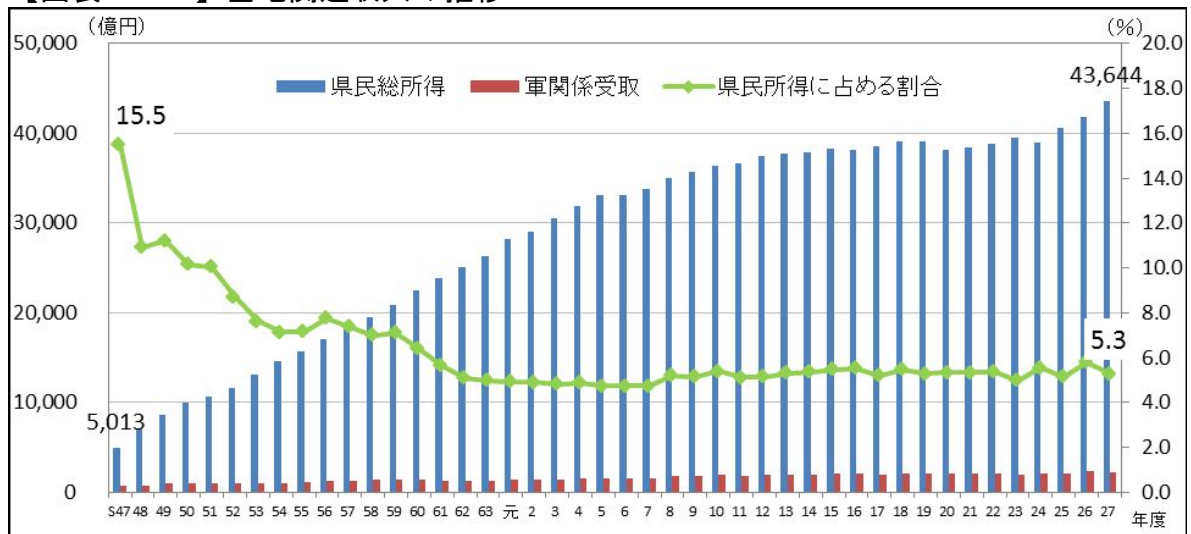
28 出典：沖縄県「県民経済計算」

29 (基地関連収入)

30 県民総所得に占める基地関連収入（米軍等への財・サービスの提供、軍雇用者所
31 得、軍用地料）の割合は、復帰前（昭和40年度）は30.4%と高かったが、復帰時（昭
32 和47年度）は15.5%に半減した。復帰後は、基地返還に伴い米軍提供施設面積や駐留
33 軍従業員数は減少したものの、軍用地の年間賃借料や軍雇用員の給与水準が上昇した
34 こと等により、基地関連収入は昭和47年度の777億円から平成27年度は2,305億円と3
35 倍になった。しかしながら、観光リゾート産業を始め各種産業の振興により、県民総
36 所得が8.7倍に伸びたため、相対的に基地関連収入の比重は低下し、平成27年度は5.3
37 %と大幅に低下しており、基地関連収入が県経済へ与える影響は限定的なものとなっ
38 った。今後、相当規模の基地返還が進むことで、基地関連収入の県経済へ占める割合は
39 一層低下していくことが予想される。【図表2-3-50】

40 なお、中南部圏域におけるこれまでの返還跡地の利用状況をみると、市街地形成や
41 経済活動などが活発化し、基地関連収入よりも高い経済効果や雇用効果をもたらして
42 いるが、基地返還に伴い、基地関連収入が消滅した後、駐留軍用地跡地利用の有効か
43 つ適切な利用により、本来的な生産力を発揮するまでのタイムラグをどう乗り越えて
44 いくかが重要な課題である。

【図表2-3-50】 基地関連収入の推移



出典：沖縄県「県民経済計算」

【対応の方向性】

平成24年度に創設された一括交付金を活用し、県及び市町村による創意工夫による産業振興・雇用施策が民間活力を刺激したこと等により、観光リゾート産業、情報通信関連産業などリーディング産業はめざましい発展を遂げ、企業の設備投資や個人消費は拡大し、県内総生産や県民所得の増加、完全失業率の改善といった面で大きな成果が現れた。長期にわたる景気拡大が続き、民間部門の消費支出や設備投資の増大が経済成長を強く後押ししている現状は、沖縄の発展可能性と潜在力が引き出され、強くしなやかな自立型経済の構築に向けて着実に歩み始めたことを示唆するものである。

しかしながら、一人当たり県民所得でみると全国最下位の状況は変わらず、所得格差は依然として解消されていないため、県民が経済成長と暮らしの豊かさを実感できる社会の実現は道半ばである。このため、引き続き、経済活動や社会的活動を担う企業等の成長発展及び多様な人材の育成・確保に全力を挙げて取り組むとともに、第4次産業革命による技術革新も積極的に取り入れ、全ての産業において高度化・高付加価値化を実現することで、県内産業の移出力と収益力を強化する必要がある。特に、県内企業の99.9%を占める中小企業、小規模事業者においても経済成長と景気拡大が実感できるよう、地域内で経済が循環する仕組みを構築するほか、一人当たり県民所得に影響を与えている「労働生産性」にも着目し、実質賃金の上昇、非正規労働者の正規化、産業人材の育成・確保、多様な労働参加の促進等の働き方改革を推進することで、人手不足の解消と産業全体の生産性向上を図っていく必要がある。このことは、県全体の潜在成長力を引き上げる観点からも重要である。

なお、これからの沖縄振興に向けては、「沖縄らしい優しい社会」と「強くしなやかな自立型経済」の構築を基軸としつつも、10年後の沖縄にとどまらず50年後、100年後における沖縄の社会経済の発展を視野に入れた政策形成が求められる。特に、人口減少・超高齢社会への対応や、子どもの貧困を始め格差がもたらす様々な社会的課題は、戦後から現在に至る70年余りの歴史の過程で徐々に表面化し、深刻さを増して

1 きた問題であり、現在の世代が責任を持って解決に取り組まなければ未来の沖縄の盛
2 衰にも深刻な影響を与えかねない。また、第3次産業や域内産業を中心とした現在の
3 経済・産業の姿は、米軍統治下時代に執られた基地中心の経済政策に基因する構造的
4 な問題を今なお内包している。今後、生産年齢人口が減少する中で持続的に成長発展
5 する足腰の強い経済をどう構築し、全国との所得格差をどう解消していくのか。県経
6 済が好調な今こそ、解決への道筋を示していくことが重要である。

7
8 以上、第2章では、沖縄を取り巻く社会経済の動向を整理するとともに、社会経済
9 情勢の変化等により重要性を増した課題や新たな課題についても明らかにし、今後の
10 対応方向を示した。

11 第3章では、沖縄21世紀ビジョン基本計画で掲げた分野ごとの施策について点検
12 を行い、現状と課題及び対策についてとりまとめる。

1

2 **(13) 駐留軍用地跡地の有効利用の推進**

3 駐留軍用地跡地利用においては、各跡地の利用計画の総合調整と効率的な整備を行
 4 い、中南部都市圏における歪んだ都市構造^{ひず}を是正し、県土構造の再編を図るととも
 5 に、人と自然が調和する生活空間の回復、自立型経済の構築、国際交流・貢献拠点形
 6 成など沖縄全体の発展につながるよう、各種施策を展開した。

7

8 **【「目標とするすがた」の状況】**

9 施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と
 10 比較し、「駐留軍用地跡地が沖縄県の発展のため、有効に利用されていること」は4.4
 11 ポイント増加し、県民満足度が向上している。

12

13 **<目標とするすがたの状況>**

14

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
駐留軍用地跡地が沖縄県の発展のため、 有効に利用されていること	13.3% (H24年県民意識調査)	17.7% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

駐留軍用地跡地の有効利用に向けては、周辺市街地と連携しつつ、魅力ある都市空
 間の形成を図るとともに、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、本県の均
 衡ある発展につなげていく必要がある。このため、駐留軍用地の返還後、速やかに事
 業着手するために返還前からの跡地利用計画の策定、公共用地取得、文化財調査など
 に取り組むほか、沖縄に潜在する発展可能性を最大に引き出すよう、国及び関係市町
 村と連携して、計画的な跡地利用に取り組む必要がある。

27 **(成果等)**

平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用
 の推進に関する特別措置法」(跡地利用推進法)では、基本理念が新たに規定され、
 国の責任を踏まえた国による跡地利用の主体的な推進が明記されたほか、返還実施計
 画に基づく国による徹底した支障除去措置、立入りのあっせんに係る国の義務、駐留
 軍用地内の土地の先行取得制度、給付金制度の拡充、拠点返還地の指定、駐留軍用地
 跡地利用推進協議会の設置などが定められた。

嘉手納飛行場より南の6つの施設・区域の跡地利用に際しては、良好な生活環境の
 確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興の
 ための貴重な空間として、県土構造の再編も視野に入れた総合的かつ効率的な有効利
 用を図る必要がある。このため、広域的な視点から駐留軍用地跡地利用の連携した方
 向性を示す「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」(広域構想)を平成25年1
 月に策定し、周辺市街地との連携を含めた跡地利用の検討を行っている。

普天間飛行場の跡地利用については、これまでの取組の成果や広域構想を踏まえ、

1 跡地利用計画の策定に向けた中間段階の計画として「全体計画の中間取りまとめ」を
2 平成25年3月に策定し、県民、地権者等へ跡地利用に関する情報を発信するととも
3 に、文化財、自然環境等の文献及び現況調査を実施するなど、計画内容の具体化に向
4 けて取り組んでいる。

5 また、平成25年6月には、跡地利用推進法に基づく「特定事業の見通し」を公表
6 し、将来の道路用地として必要となる17.15haの土地の先行取得を開始した。土地の
7 取得に当たっては、一括交付金（ソフト）を充当した特定駐留軍用地等内土地取得事
8 業基金を活用し、平成29年度末時点において、取得予定面積の約55%に当たる約9.5
9 haを取得した。

10 平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、
11 琉球大学等が連携し、沖縄健康医療拠点の形成に向けた取組が進められている。

12 なお、宜野湾市や市地主会からの要望を踏まえ、平成27年3月に跡地利用推進法及
13 び同法施行令が一部改正され、土地取得制度の適用期限を「返還」から「地権者への
14 土地引渡し」まで延長することが可能となり、西普天間住宅地区跡地においては、土
15 地の引渡しまで先行取得が行われた。また、取得可能な土地の面積に関する要件が緩
16 和されたことにより、より多くの公共用地を確保することができるようになった。

17 平成28年4月に一部改正された跡地利用推進法施行令において、アワセゴルフ場地
18 区跡地における特定給付金の支給の限度となる期間（2年）が定められ、国から地権
19 者に対し、特定給付金が支給された。

20 また、跡地利用推進法に基づき先行取得した土地は、原則、取得目的の用途で活用
21 しなければならないが、平成30年1月に跡地利用推進法施行令が一部改正され、取得
22 目的以外で活用する場合の対象施設が定められた。

25 (課題及び対策)

26 県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や
27 計画的なまちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな
28 障害となっている。

29 今後返還が予定される駐留軍用地の跡地は、大きな発展可能性を有しており、新た
30 なビジネスの立地、創造の拠点となり得るとともに、広域交通インフラの整備や、自
31 然環境と歴史文化を保全・再生するための貴重な空間である。

32 駐留軍用地の跡地開発は、県土構造を再編する好機であることから、跡地利用推進
33 法に基づき、国及び関係市町村との密接な連携により、今後の跡地整備を円滑かつ確
34 実に進めるとともに、広域構想を踏まえた跡地利用計画を早期に策定する必要があ
35 る。

36 跡地利用計画の策定に当たっては、圏域、地域の枠を超えた広域的な観点から総合
37 調整を行い、潜在する発展可能性を最大限に引き出すとともに、発展の推進力となる
38 均衡あるデザインを検討する必要がある。

39 跡地における産業機能の導入の検討については、アジア規模の視点から可能性を吟
40 味し、市場原理を踏まえ、自立型経済の構築に向けた産業の集積と育成を図る必要が
41 あまた、その他公共的・公益的機能の導入の検討については、立地や地形、周辺環境
42 等を踏まえ、国際交流や貢献活動の拠点形成に努める必要がある。

1 都市基盤整備においては、跡地を活用した幹線道路の整備、公共交通ネットワーク
2 の構築に向けた検討や、自然環境と歴史文化を生かした豊かな都市環境の形成に向け
3 た検討を行う必要がある。また、国営大規模公園の整備や鉄軌道を含む新たな公共交
4 通システム、高次都市機能の導入等を返還跡地国家プロジェクトとして国に求めてい
5 くとともに、その実施に向けた取組を促進する必要がある。

6 西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、琉球大学等が連携し、沖縄
7 健康医療拠点の形成に向けて取り組む必要がある。

8
9 跡地利用推進法については、令和3年度（2021年度）末に失効することから、同法
10 の延長を含め、跡地利用推進上必要となる制度や施策等を国に求める必要がある。

11
12 跡地利用の効果的な推進に向けて、駐留軍用地における自然環境調査及び埋蔵文化
13 財調査等のための立入調査について、環境補足協定締結後、立入りの手続に時間を要
14 していることから、当該立入りが円滑に認められるよう取り組む必要がある。

15 土壌汚染や不発弾等の支障除去措置については、地権者への土地引渡し後に廃棄物
16 等が発見される事例があることから、支障除去の更なる徹底を求めるとともに、法令
17 上、支障除去における調査項目の対象となっていない物質による土壌汚染等について
18 も適切な措置が講じられるよう取り組む必要がある。

19 特定給付金の支給については、土地の使用収益が可能と見込まれる時期を勘案し
20 て、政令において支給の限度となる期間を定めることから、地権者が不利益を被るこ
21 とがないよう取り組む必要がある。

22 公共用地の確保については、引き続き、土地の先行取得に取り組むとともに、更な
23 る用地確保に向けた対応を検討する必要がある。また、「特定事業の見直し」に基づ
24 き先行取得した土地について、跡地利用計画の見直し等により、特定事業として活用
25 する見込みがなくなった場合は、返還から3年経過後、政令で定める事業（道路、公
26 園等）に活用することとなっているが、先行取得した土地を有効活用するため、政令
27 で定める対象施設の拡充の検討が必要である。

28
29
30

1 **【主要な関連制度】**

2 **(1) 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置**

3 **(目的及び概要)**

4 今後、返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約9割が民有地
5 で公有地が極端に少ない状況であるが、跡地開発を進めるに当たっては、一定規模の
6 公共用地（道路、公園等）が必要である。

7 このため、公有地の確保の遅れにより跡地開発に遅延が生じないように、返還前の早
8 い段階から公共用地を確保するための制度（土地の先行取得制度）が平成24年度に創
9 設された。

11 優遇措置の概要 12 (譲渡所得の特別控除)	特定駐留軍用地等を有する者が、買取協議に基づき当該土地を 13 地方公共団体等に譲渡したときは、当該譲渡に係る所得につい て、最大5千万円の特別控除を適用できる。
14 15 16 17 18 19 20 21 22 特定駐留軍用地等	返還が合意された駐留軍用地であって、その区域内における公 14 有地等の割合が2割未満等の一定の要件を満たし、かつ、公有地 15 の計画的な拡大が必要と認められるものとして内閣総理大臣が指 16 定した地域。 なお、当該駐留軍用地が返還された後も引き続き公有地の計画 17 的拡大が必要と認められる場合は、沖縄県知事の申出に基づき 18 内閣総理大臣が「特定駐留軍用地跡地」として指定する。 21 22 【特定駐留軍用地】 キャンプ桑江、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、 23 陸軍貯油施設第一桑江タンクファーム、キャンプ瑞慶覧（西普 24 天間住宅地区）※1、キャンプ瑞慶覧（施設技術部地区内の倉庫地 25 区の一部及び白比川沿岸区域）、キャンプ瑞慶覧（ロウワー・プ 26 ラザ住宅地区）、キャンプ瑞慶覧（インダストリアル・コリドー 27 及びその南側部分に隣接する区域） ※1 平成27年4月1日付けで特定駐留軍用地の指定を解除。 28 29 30 31 【特定駐留軍用地跡地】 キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）※2 32 ※2 平成30年4月1日付けで跡地の指定を解除。 33

34 ※上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

36 **(活用実績及び効果)**

37 租税特別措置の活用実績（推計値）は以下のとおりであり、平成25年度から平成29
38 年度までの累計適用額は約293億円となっている。

【表3-3-13-1】 税制優遇措置の活用実績（推計値）

(単位：件、百万円)

所得控除	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		累計	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
	62	1,877	269	5,698	105	2,271	293	6,582	542	12,842	1,271	29,270

※土地を売却した個人が特別控除の適用を受けたかどうかを把握することが困難なため、件数及び適用額については、県や市町村等に土地を売却した人数（件数）及び売却額（適用額）を記載した。

平成24年度の制度創設以降、平成29年度末までに、5施設・区域において一定の公共用地を確保することができた。本制度により土地売却者の税負担が軽減されるため、公共用地先行取得の促進につながっている。

なお、キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）における先行取得の期限が到来（国から土地所有者に土地が引き渡された）したことから、平成30年度は、同地区を除く4施設・区域において先行取得が実施されている。

【表3-3-13-2】 特定駐留軍用地等における土地取得実績

施設・区域名	買取団体	特定事業の見通し	取得実績 (ha)									
			平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			取得	累計	取得	累計	取得	累計	取得	累計	取得	累計
普天間飛行場	沖縄県	道路 17.15ha	3.2	3.2	3.2	6.4	2.0	8.4	0.9	9.3	0.2	9.5
	宜野湾市	学校 11.5ha	1.3	1.3	0.4	1.8	1.0	2.7	0.9	3.6	1.5	5.1
キャンプ瑞慶覧 (西普天間住宅地区)	沖縄県	学校 7.5ha	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	0.2
	宜野湾市	緑地、公園 10ha	-	-	7.3	7.3	-	7.3	-	7.3	-	7.3
		墓地 2ha	-	-	2.0	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0
	宜野湾市 土地開発公社	学校(大学) 28ha	-	-	-	-	-	-	3.7	3.7	13.5	17.2
キャンプ桑江	北谷町	学校 4.5ha	-	-	1.3	1.3	1.0	2.3	0.9	3.2	1.2	4.3
		緑地、公園 2.5ha	-	-	-	-	-	-	0.5	0.5	0.4	0.8
キャンプ瑞慶覧 (ロウワー・プラザ住宅地区)	沖縄市	緑地、公園 1.7ha	-	-	-	-	0.2	0.2	0.2	0.4	0.1	0.5
	北中城村	緑地、公園 0.95ha	-	-	-	-	0.7	0.7	0.02	0.7	0.1	0.8
牧港補給地区	浦添市	緑地、公園 15.2ha	-	-	-	-	-	-	3.4	3.4	3.5	6.9

出典：沖縄県企画部調べ

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

(課題と今後の方向性)

駐留軍用地の円滑な跡地利用を推進するには、より一層の公共用地の確保が必要であることから、引き続き、土地の先行取得に取り組むとともに、更なる用地確保に向けた対応を検討する必要がある。

「特定事業の見通し」に基づき先行取得した土地について、跡地利用計画の見直し等により、特定事業として活用する見込みがなくなった場合は、返還から3年経過後、政令で定める事業（道路、公園等）に活用することとなっているが、先行取得した土地を有効活用するため、政令で定める対象施設の拡充の検討が必要である。

第4章 克服すべき沖縄の固有課題

1 基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用

米軍基地の整理縮小を図り、基地に起因する様々な問題を解決し、駐留軍用地跡地利用を円滑かつ適切に進めることにより、沖縄県民が望む平和で豊かなあるべき沖縄の姿を実現するため、米軍基地の存在及び運用に伴う過重な負担、駐留軍用地跡地利用に関する課題の解決に向けて、各種取組を行った。

(1) 米軍基地から派生する諸問題への対応

ア 主な取組による成果等

米軍基地から派生する事件・事故の防止については、全国知事会や渉外関係主要都道府県知事連絡協議会、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会と連携し、日米両政府に対し、実効性のある再発防止策を講じるよう求めるとともに、米国ワシントンDCに配置した駐在員においては、米国政府関係者を始め、連邦議会関係者、マスコミやシンクタンクの有識者等、多くの米側の関係者と直接面談し、沖縄県の考えや正確な状況を伝え、基地問題に関する理解と協力を求めた。

特に、相次ぐ米軍の事件、事故については、速やかに米国政府関係者に県内の状況を伝え、英語版ホームページでは米軍への抗議文等を掲載した。これらの取組などにより、米国でのリアルタイムな情報収集、よりの確な情報発信が可能となってきた。

また、日本の安全保障は国民全体で考えていく必要があることから、平成27年12月の全国知事会議において、沖縄の米軍基地負担軽減について協議する場の設置を求めた。その結果、平成28年11月に、全国知事会において「米軍基地負担に関する研究会」が設置され、計6回の研究会が開催された。研究会による議論を踏まえ、平成30年7月には、全国知事会議において「米軍基地負担に関する提言」が全都道府県による全会一致で決議され、同年8月には政府に対し、日米地位協定の抜本的な見直しや基地の整理・縮小・返還の促進などが提言された。

米軍基地の運用に伴う環境問題については、県民の健康保護と生活環境の保全を図る観点から、基地周辺の公共用水域等を継続的に監視することで、在日米軍施設・区域に由来する環境汚染の把握に努めたことなどにより、すべての調査地点で基地に起因する基準超過は見られなかった。

また、米軍活動に起因する環境問題を解決するため技術的な対応のあり方等を示す「沖縄県米軍基地環境調査ガイドライン」及び米軍基地内の環境情報を集約した「米軍基地環境カルテ」、基地内の地形改変状況を可視化した「地形改変状況可視化マップ」を作成した。加えて、米軍活動に起因する環境問題をわかりやすく県民等へ伝えられる人材を育成するため、研修やシンポジウム等を実施した。

さらに、航空機騒音については、騒音の常時監視測定に加え、平成27年度に米軍機から発生する低周波音の状況を把握するため、既存の航空機騒音測定局に低周波音自動測定機能を追加整備し低周波音の観測を開始した。これらの調査結果をもとに、米軍等関係機関に対し、航空機騒音の軽減等の要請を実施している。このよう

1 な取組などにより、航空機騒音環境基準達成率は上昇しているが、米軍機等の運用
2 に大きく左右されることなどから、依然として一部地点で環境基準超過の状況が継
3 続しており、県民の生活環境に大きな影響を与えている。

4
5 このほか、施設・区域の返還については、主要なものとしてこれまで、平成27年
6 3月末にキャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の約51haが返還されたほか、平成28
7 年12月には北部訓練場の過半、約4,166haが返還された。

9 **イ 今後の課題**

10 米軍基地から派生する事件・事故の防止について、米軍の演習等に関連する事件
11 ・事故、米軍人等による犯罪や交通事故などは、直ちに県民の生活に大きな影響を
12 及ぼすことから、米軍人等に対する人権教育・安全管理の強化など、より一層の綱
13 紀粛正を求めるとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、抜本的な対策を講ず
14 るよう求める必要がある。

15
16 米軍基地の運用に伴う環境問題について、米軍航空機騒音は、嘉手納飛行場周辺
17 や普天間飛行場周辺で環境基準を超過しており、その他の基地公害についても、油
18 流出事故による土壤汚染や水質汚濁が発生するなど、県民の生活環境や健康に影響
19 を及ぼしている。

20 このため、騒音や水質等を継続して調査・監視し、調査結果をもとに米軍等関係機
21 関に要請を行う必要がある。また、米軍活動に起因する環境汚染の未然防止を徹底
22 するための米軍施設内での排水等調査については、平成26年度以降、実施できてい
23 ないことから、引き続き、米軍等に対し施設内への立入りを求めていく必要があ
24 る。

26 **(2) 沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた方策等についての調査・研究**

27 **ア 主な取組による成果等**

28 これまで、日米両政府に対し、米軍基地負担の軽減を繰り返し求めるとともに、
29 沖縄を取り巻く諸課題について考える機会を創出するためのフォーラムの開催や外
30 部有識者と連携し、基地問題に係る国際情勢や安全保障問題等について独自の調査
31 ・研究を行うなどの取組を行ってきた。

32 特に日米地位協定については、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るために抜本的
33 な見直しが必要であることから、平成12年に実施した見直しに関する要請以降の状
34 況の変化を踏まえ、平成29年9月に見直し事項を新たに追加し、日米両政府に要請
35 を行った。しかし、日米両政府は、依然として、多くの基地問題が発生する都度、
36 運用改善により対応している状況である。

37 このような状況を踏まえ、平成29年10月に、日米地位協定の問題点を更に明確化
38 し、同協定の見直しに対する理解を広げることを目的として、他国の地位協定や米
39 軍基地の運用状況について調査を行う「他国地位協定調査」に着手し、平成29年度
40 にドイツ・イタリア、平成30年度にベルギー・イギリスを調査した。その結果、
41 NATO・ヨーロッパでは、自国の法律や規則を米軍にも適用させることで自国の
42 主権を確立させ、米軍の活動をコントロールしていることが把握できた。また、調

1 査結果は、多くの県外メディアに取り上げられているほか、国会においても、調査
2 結果を基にした活発な議論が行われている。

4 イ 今後の課題

5 沖縄の基地負担軽減につなげるため、辺野古新基地建設問題など沖縄の米軍基地
6 問題について全国的な理解促進を図るとともに、日本の安全保障について国民全体
7 で考える機会を創出するための効果的な方策等について検討する必要がある。

8 特に日米地位協定に関しては、抜本的な見直しの実現に向けて国民的な議論を喚
9 起していく必要があることから、他国地位協定調査の更なる展開を図るとともに、
10 調査結果を分かりやすい形で情報発信していくことなどが必要である。

12 (3) 駐留軍用地跡地利用の推進

13 ア 主な取組による成果等

14 平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利
15 用の推進に関する特別措置法」（跡地利用推進法）では、基本理念が新たに規定さ
16 れ、国の責任を踏まえた国による跡地利用の主体的な推進が明記されたほか、返還
17 実施計画に基づく国による徹底した支障除去措置、立入りのあっせんに係る国の義
18 務、駐留軍用地内の土地の先行取得制度、給付金制度の拡充、拠点返還地の指定、
19 駐留軍用地跡地利用推進協議会の設置などが定められた。

20
21 嘉手納飛行場より南の6つの施設・区域の跡地利用に際しては、良好な生活環境
22 の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振
23 興のための貴重な空間として、県土構造の再編も視野に入れた総合的かつ効率的な
24 有効利用を図る必要がある。このため、広域的な視点から駐留軍用地跡地利用の連
25 携した方向性を示す「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」（広域構想）を
26 平成25年1月に策定し、周辺市街地との連携を含めた跡地利用の検討を行ってい
27 る。

28 普天間飛行場の跡地利用については、これまでの取組の成果や広域構想を踏ま
29 え、跡地利用計画の策定に向けた中間段階の計画として「全体計画の中間取りまと
30 め」を平成25年3月に策定し、県民、地権者等へ跡地利用に関する情報を発信する
31 とともに、文化財、自然環境等の文献及び現況調査を実施するなど、計画内容の具
32 体化に向けて取り組んでいる。

33 また、平成25年6月には、跡地利用推進法に基づく「特定事業の見通し」を公表
34 し、将来の道路用地として必要となる17.15haの土地の先行取得を開始した。土地の
35 取得に当たっては、一括交付金（ソフト）を充当した特定駐留軍用地等内土地取得
36 事業基金を活用し、平成29年度末時点において、取得予定面積の約55%に当たる約
37 9.5haを取得した。

38 平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾
39 市、琉球大学等が連携し、沖縄健康医療拠点の形成に向けた取組が進められてい
40 る。

41 なお、宜野湾市や市地主会からの要望を踏まえ、平成27年3月に跡地利用推進法
42 及び同法施行令が一部改正され、土地取得制度の適用期限を「返還」から「地権者

1 への土地引渡し」まで延長することが可能となり、西普天間住宅地区跡地において
2 は、土地の引渡しまで先行取得が行われた。また、取得可能な土地の面積に関する
3 要件が緩和されたことにより、より多くの公共用地を確保することができるように
4 なった。

5
6 平成28年4月に一部改正された跡地利用推進法施行令において、アワセゴルフ場
7 地区跡地における特定給付金の支給の限度となる期間（2年）が定められ、国から
8 地権者に対し、特定給付金が支給された。

9 また、跡地利用推進法に基づき先行取得した土地は、原則、取得目的の用途で活
10 用しなければならないが、平成30年1月に跡地利用推進法施行令が一部改正され、
11 取得目的以外で活用する場合の対象施設が定められた。

12 13 **イ 今後の課題**

14 県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築
15 や計画的なまちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大
16 きな障害となっている。

17 今後返還が予定される駐留軍用地の跡地は、大きな発展可能性を有しており、新
18 たなビジネスの立地、創造の拠点となり得るとともに、広域交通インフラの整備
19 や、自然環境と歴史文化を保全・再生するための貴重な空間である。

20
21 駐留軍用地の跡地開発は、県土構造を再編する好機であることから、跡地利用推
22 進法に基づき、国及び関係市町村との密接な連携により、今後の跡地整備を円滑か
23 つ確実に進めるとともに、広域構想を踏まえた跡地利用計画を早期に策定する必要
24 がある。

25 跡地利用計画の策定に当たっては、圏域、地域の枠を超えた広域的な観点から総
26 合調整を行い、潜在する発展可能性を最大限に引き出すとともに、発展の推進力と
27 なる均衡あるデザインを検討する必要がある。

28 跡地における産業機能の導入の検討については、アジア規模の視点から可能性を
29 吟味し、市場原理を踏まえ、自立型経済の構築に向けた産業の集積と育成を図る必
30 要があまた、その他公共的・公益的機能の導入の検討については、立地や地形、周
31 辺環境等を踏まえ、国際交流や貢献活動の拠点形成に努める必要がある。

32 都市基盤整備においては、跡地を活用した幹線道路の整備、公共交通ネットワー
33 クの構築に向けた検討や、自然環境と歴史文化を生かした豊かな都市環境の形成に
34 に向けた検討を行う必要がある。また、国営大規模公園の整備や鉄軌道を含む新たな
35 公共交通システム、高次都市機能の導入等を返還跡地国家プロジェクトとして国に
36 求めていくとともに、その実施に向けた取組を促進する必要がある。

37 西普天間住宅地区跡地については、国、県、宜野湾市、琉球大学等が連携し、沖
38 縄健康医療拠点の形成に向けて取り組む必要がある。

39
40 跡地利用推進法については、令和3年度末に失効することから、同法の延長を含
41 め、跡地利用推進上必要となる制度や施策等を国に求める必要がある。

42 跡地利用の効果的な推進に向けて、駐留軍用地における自然環境調査及び埋蔵文

1 化財調査等のための立入り調査について、環境補足協定締結後、立入りの手続に時
2 間を要していることから、当該立入りが円滑に認められるよう取り組む必要があ
3 る。

4 土壤汚染や不発弾等の支障除去措置については、地権者への土地引渡し後に廃棄
5 物等が発見される事例があることから、支障除去の更なる徹底を求めるとともに、
6 法令上、支障除去における調査項目の対象となっていない物質による土壤汚染等
7 についても適切な措置が講じられるよう取り組む必要がある。

8 特定給付金の支給については、土地の使用収益が可能と見込まれる時期を勘案し
9 て、政令において支給の限度となる期間を定めることから、地権者が不利益を被る
10 ことがないよう取り組む必要がある。

11 公共用地の確保については、引き続き、土地の先行取得に取り組むとともに、更
12 なる用地確保に向けた対応を検討する必要がある。また、「特定事業の見通し」に
13 基づき先行取得した土地について、跡地利用計画の見直し等により、特定事業とし
14 て活用する見込みがなくなった場合は、返還から3年経過後、政令で定める事業
15 (道路、公園等)に活用することとなっているが、先行取得した土地を有効活用す
16 るため、政令で定める対象施設の拡充の検討が必要である。

17